

第三次滋賀県環境総合計画 の改定について

(答 申)

平成 25 年 1 0 月
滋賀県環境審議会

第三次滋賀県環境総合計画の改定について(答申概要)

◆はじめに○改定の根拠○性格と役割○計画期間 ◆第1章 環境を取り巻く現状 ○近年の環境を取り巻く現状○本県における現状と課題

◆第2章 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現

◆第3章 基本目標 ◆第4章 環境施策の展開

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりを進めます
 - ・ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」としてとらえ、実践・行動できる人材育成と地域づくり
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります
 - ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換、「滋賀の文化」の一つへ
 - ・ 本県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

II 琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
 - ・ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ・ 「個人・家庭」「生業(なりわい)」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります
 - ・ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保ちながら、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生
 - ・ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
 - ・ 地球温暖化により生じている世界的な問題を自分ごととして捉え、県民・事業者・行政などが連携した取組による低炭素社会づくり
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります
 - ・ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民・事業者・行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます
 - ・ 廃棄物の発生の抑制(リデュース)や、再使用(リユース)、廃棄物を資源として活用(リサイクル)する資源循環の取組の定着

第5章 環境課題に対応する横断的仕組づくり

環境問題は時間・空間を超える＋複雑化・多様化

↓
1つの視点だけでの原因解析、対策では不十分

【環境課題解決の仕組】

総合的な観点から問題を捉え、分野横断的な手法で解決へ向けた対策を進める仕組づくりが必要

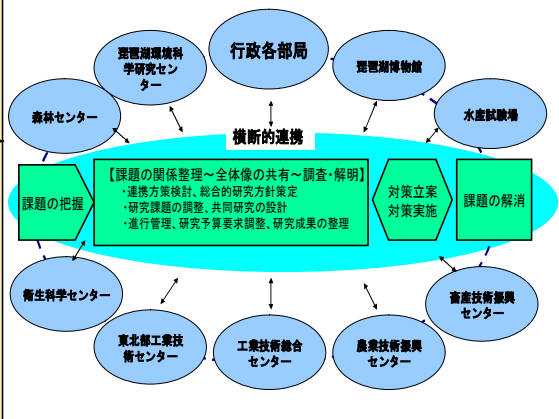
琵琶湖環境の課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全の仕組を創設し、県立試験研究機関と管轄する行政部局が一室に会して運営することにより、複雑化・多様化する環境問題に総合的に対応

【人育ち・人育ての仕組】

複雑化・多様化する環境課題を様々な観点から総合的にとらえ、世代、場、人、問題、主体間のつながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組を構築し、さらにその先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進む必要。

課題解決の仕組イメージ図

環境課題解決のための総合的な機構の創設



第6章 計画の円滑な推進

- 1 4つの行動視点: はじめる×つなげる×おもしろい×ひろめる
- 2 関係諸計画への確実な位置付け
- 3 各主体の役割
- 4 計画の進行管理について

目 次

はじめに

- 1 計画の改定の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 環境を取り巻く現状

- 1 近年の環境を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本県における環境の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 目指すべき将来像

- 1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」・・・・ 16
- 2 東日本大震災が私たちに与えたもの・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 目指すべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 基本目標

- 1 第三次計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 県民の環境意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 将来像実現に向けた基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 基本目標設定の背景と考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 環境施策の展開

- I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
 - I-1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりへ・・・・ 32
 - I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会へ・・・・ 33
- II 琵琶湖環境の再生と継承
 - II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会へ・・・・・・・・・・・・ 37
- III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
 - III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換・・・・・・・・・・・・ 39
 - III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会へ・・・・・・・・・・・・ 39
 - III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップ・・・・ 40

第5章 環境課題に対応する横断的仕組づくり

- 1 直面する環境問題の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 複雑化・多様化する環境問題の解決に向けて・・・・・・・・ 42
- 3 人育ち・人育ての仕組づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 4 環境課題解決の仕組づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第6章 計画の円滑な推進

- 1 計画推進に向けた視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 関係諸計画への確実な位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 3 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 4 計画の進行管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

はじめに

1 計画改定の根拠

滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」の策定が義務づけられています。平成9年10月に策定、平成16年3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年12月には「第三次滋賀県環境総合計画」（以下「第三次計画」という。）として、それぞれ改定されました。

第三次計画は、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで5年間に講じるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度末で計画期間が終了することとなります。

このため、社会・経済などの様々な情勢の変化に対応し、今後の滋賀県の環境施策のさらなる推進を図るため、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、第三次計画の改定を行うものです。

第2節 環境総合計画

（環境総合計画の策定）

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

（環境総合計画との整合など）

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 計画の性格と役割

① この計画は、滋賀県環境基本条例に基づき策定する環境行政の基本計画です。環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めるもので、滋賀県における、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担います。

② 同条例第13条では、県は「施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるもの」とされており、また「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるもの」とされています。

- ③ この計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。
- ④ 環境総合計画は、県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられます。琵琶湖の総合保全、生物多様性、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策、目標などは、これら分野別計画において定めます。

3 計画期間

計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間とします。なお、社会経済や環境を取り巻く状況変化などへの対応が必要な場合、計画を適時見直すことができる柔軟性のある計画とします。

第1章 環境を取り巻く現状

1 近年の環境を取り巻く状況

第三次計画が策定されてから5年の間に、環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第三次計画策定後の環境をめぐる動きについて、概観することになります。

(1) 近年の環境をめぐる動き

① 環境学習および環境保全活動

生物多様性保全、地球温暖化、循環型社会形成など、最近の環境課題は多岐にわたりますが、私たちひとり一人が社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画する力を育むことが大切です。これを目指す教育や学習活動を近年、「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) (以下、ESD)」と呼び、世界の国々がESDの推進に取り組んでいます。

平成23年6月、国連で採択された「持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」に係る取組、行政・企業・民間団体などの様々な主体との協働の重要性、学校教育における環境教育の関心の高まりを背景に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の一部が改正されました(改正後の名称は「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律」)。

法改正では、環境学習に係る取組を体験学習に重点を置くものから、幅広い実践的人材づくりへと発展させるため、訓示規定を中心とする内容から実践的で具体的な内容とされ、自然体験などの機会の場の提供や協働取組の推進といった具体的事項が新たに盛り込まれたほか、地方自治体による推進枠組みの具体化や、学校教育における環境教育の充実が図られました。

② 生物多様性

平成22年10月、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択され、各国は愛知目標達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求められました。そのポイントは、社会活動全体を通じ、広く効果的な実践が要求されている点にあります。

また、平成23年3月の東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした社会状況を踏まえ、これまでの人と自然との関係を見つめ直し、今後の自然共生社会のあり方を示すことも必要であることから、平成24年9月、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

③ 地球温暖化

平成25年9月に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)では、観測事実として、「気候システムの温暖化については疑う余地がない。1880~2012年において、世界平均地上気温は

0.85 (0.65～1.06) °C上昇しており、最近 30 年の各 10 年間の世界平均地上気温は、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温である。」や温暖化の要因として、「人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い。」との指摘がなされています。また、将来予測として、「1986～2005 年を基準とした、2016～2035 年の世界平均地上気温の変化は、0.3～0.7°Cの間である可能性が高い。」との指摘もなされています。

CO₂の排出削減に向けては、国際的な協力枠組みが必要となりますが、平成 24 年のカタールのドーハで開催された第 18 回締約国会議（COP18）では、2020 年以降の新たな法的な枠組みの構築に関する作業計画などが決定されたところです。

一方、我が国では、現在、東日本大震災後のエネルギー情勢を踏まえた国の温暖化対策が検討されています。

また、地球温暖化対策を強化するため、平成 24 年度税制改正において「地球温暖化対策のための税」が創設され、平成 24 年 10 月から施行されました。この課税により、エネルギー起源 CO₂の排出削減効果が期待されます。

また、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、平成 24 年 7 月から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。

④ 資源循環型社会

平成 21 年 6 月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく、「バイオマス活用推進基本計画」が平成 22 年 12 月に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組体系の整備が進んでいます。

平成 25 年 4 月には、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の再資源化を促進するため、「小型家電リサイクル法」が施行されました。

平成 25 年 5 月には、循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。閣議決定では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、①リデュース、リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R 国際協力の推進などを新たな政策の柱としています。

⑤ 「人口減少と人口構造の変化」について

日本全体として既に人口減少時代に入っており、これまで増加を続けてきた滋賀県の人口も平成 27 年をピークに減少に転じると見込まれています。

人口が減少すると、環境負荷も低減されていくという見解もありますが、単独世帯の増加などで、世帯数は増え続けていくことや、高齢者の増加に伴う家庭内でのエネルギー使用の増加要因があることなどから、必ずしも人口減少に比例して環境負荷が減少していくとはいえません。また、森林や田園などの自然環境を保全管理する担い手などの減少も懸念されます。

このように、人口減少と人口構造の変化は、これからの環境保全の取組にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

■国・県・世界の主な動き（第三次計画策定以降）

【滋賀県における動き】

- ◇滋賀県森林づくり基本計画の策定（平成 22 年度）
- ◇滋賀県基本構想「未来を拓く 8 つの扉」の策定（平成 22 年度）
- ◇滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の制定（平成 22 年度）
- ◇滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）の策定（平成 22 年度）
- ◇滋賀県低炭素社会づくり推進計画の策定（平成 23 年度）
- ◇マザーレイク 21 計画（第 2 期改定版）の策定（平成 23 年度）
- ◇第三次滋賀県廃棄物処理計画の策定（平成 23 年度）
- ◇第 6 期琵琶湖水質保全計画の策定（平成 24 年度）

【関西および日本国内の動き】

- ◇関西広域連合の発足（平成 22 年度）：広域環境保全局の事務局を滋賀県が担当
- ◇東日本大震災の発生（平成 22 年度）
- ◇電力需給逼迫に伴う節電行動～関西広域連合および滋賀県での取組（平成 23 から平成 25 年度）
- ◇国の第四次環境基本計画の策定（平成 24 年度）

【世界の動き】

- ◇生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の名古屋開催（平成 22 年度）
- ◇国連持続可能な開発会議（リオ+20）（平成 24 年度）

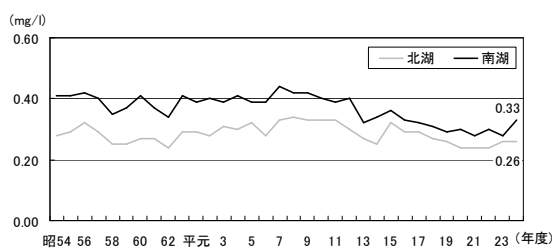
2 本県における環境の現状と課題

◆ 琵琶湖環境

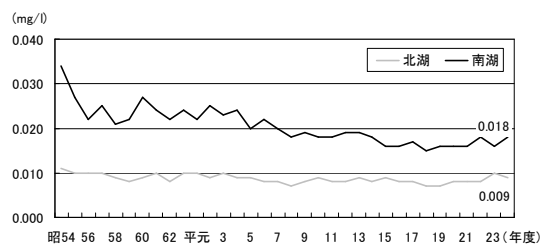
【琵琶湖の水質の変化】

- 琵琶湖の水質は、近年改善傾向にあり、窒素、リンは横ばいもしくは減少傾向で、富栄養化は抑制されてきていると評価されます。また、有機汚濁の指標である化学的酸素要求量（COD）は、昭和59年以降上昇傾向を示し、その後、高止まりの状況にあります。このCODの変化には、難分解性有機物が関与していると考えられ、陸域だけでなく湖内で多く生成されていることがわかってきました。

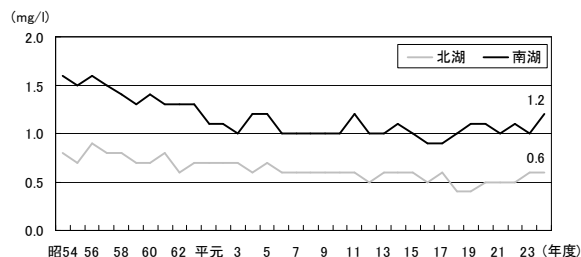
（図1 全窒素（T-N））



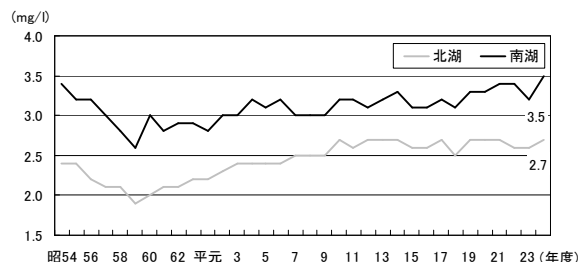
（図2 全りん（T-P））



（図3 生物化学的酸素要求量（BOD））



（図4 化学的酸素要求量（COD））



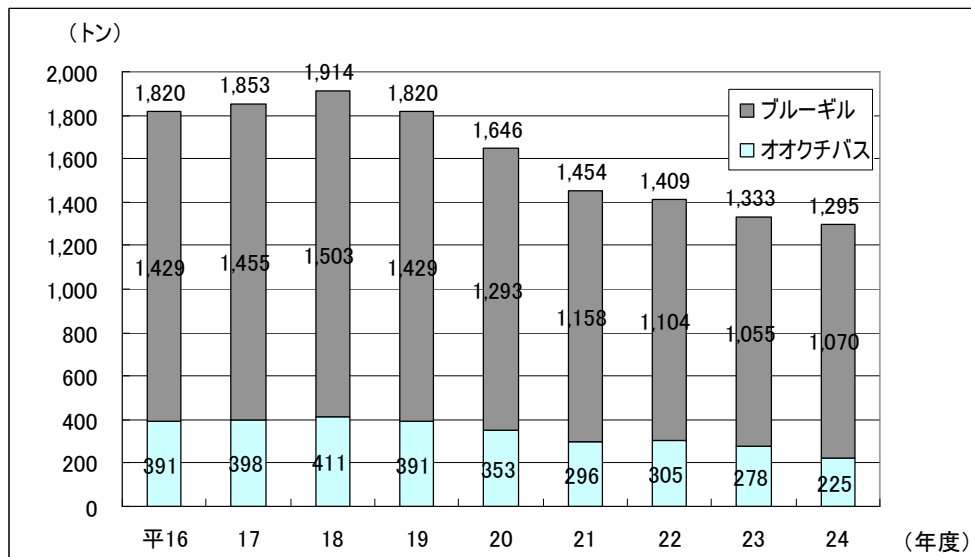
【琵琶湖生態系の変化】

- 過去30年で植物プランクトンの種類数の半減や小型化がみられるほか、動物プランクトンが食べにくい植物プランクトン（周囲がゼラチン状の有機物に包まれたもの）が増加するなど、プランクトンの構成が遷移しています。プランクトンは生態系を支える食物連鎖の出発点にあることから、生態系への影響が懸念されています。
- 南湖の水草は、平成6年の大湧水をきっかけに急激に増えはじめ、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっています。南湖における水草の大量繁茂は、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状態が続いています。

また、新しい外来水生植物である「オオバナミズキンバイ」の急速な生息拡大により、在来魚の産卵場所であるヨシ帯がふさがれるなど、生態系への影響などがみられることから、根絶に向けた駆除を進めているところです。しかしながら、その生態が不明であることから、手作業による根こそぎ駆除以外の有効な対策が確立されていません。

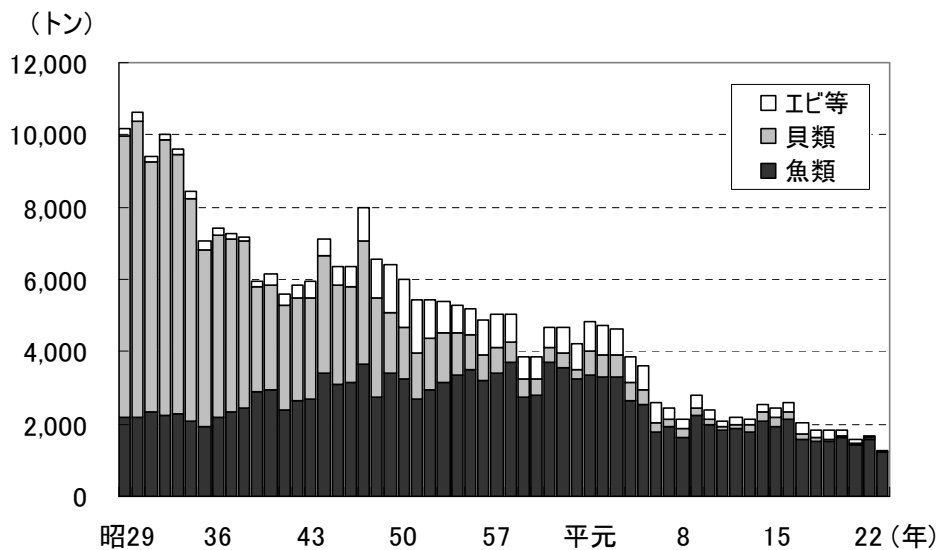
- 昭和 50 年代から琵琶湖で異常繁殖した外来魚（オオクチバス、ブルーギルなど）は、琵琶湖固有の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減産を引き起こす主要な要因の一つとなっています。このため、平成 14 年度から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年 300～500 トン程度の駆除を行っています。この結果、少しずつではありますが、外来魚推定生息量は減少傾向にあります。

(図5 外来魚推定生息量の推移)



- 昭和 30 年には 10,000 トン前後あった琵琶湖の漁獲量（魚類、貝類、エビなど）は、昭和 30 年代に急激に減少し、その後は増減を繰り返しながら昭和 50 年代末までおよそ 5,000 トンで推移していました。しかし、平成に入ってから再び大幅に減少し、近年は 1,300 トンから 2,000 トン程度の状況が続いています。

(図6 琵琶湖における漁獲量)



(今後の課題)

- これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖への汚濁流入負荷（栄養塩など）は、一定削減されてきましたが、琵琶湖流域では在来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの課題が生じています。これらの課題は、要因や場など複雑に関連しており、個別対策だけでは対応が難しいことから、「森～川～里～湖」といった大きな視点での調査研究をすすめ、生態系の保全・再生などの琵琶湖の総合的な保全を進める必要があります。

◆ 自然環境

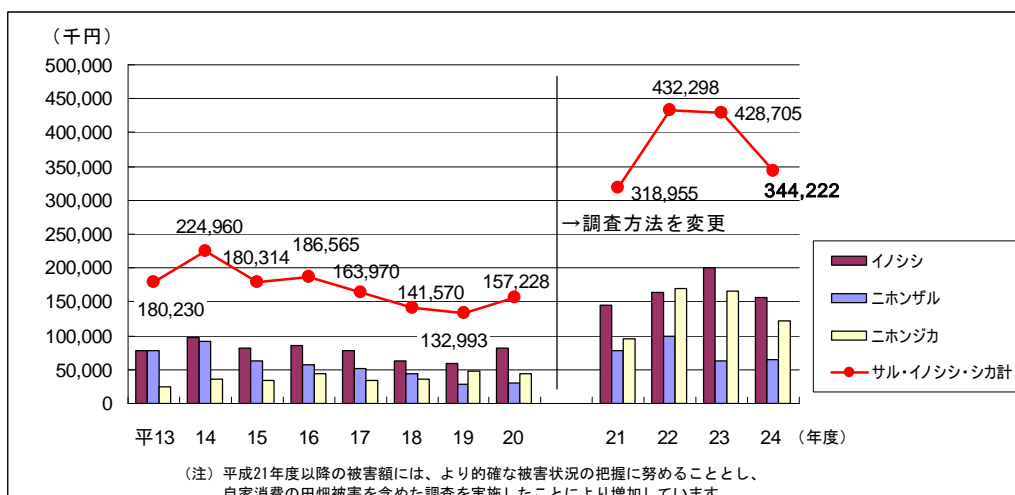
【生物多様性の現状と県民の意識】

- 滋賀県には、60種以上の琵琶湖固有種をはじめ、多種多様な野生生物が生息・生育しています。「滋賀県で大切にすべき野生生物 2010 版」によると、716種類もの動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕しています。
- 平成 25 年 6 月 6 日から 6 月 28 日にかけて、生物多様性に関する県民の意識調査を行いました。（平成 25 年度「県政世論調査」）。その結果、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人は 63.8%と過半数を大きく超えており、言葉は県民に浸透しつつあります。また、生物多様性を保全するために県が取り組むべきことでは、「県民や事業者が自然環境の保全活動をしやすい環境を作る」が 44.7%で最も高く、自然環境の保全活動を支援する施策の展開が求められています。

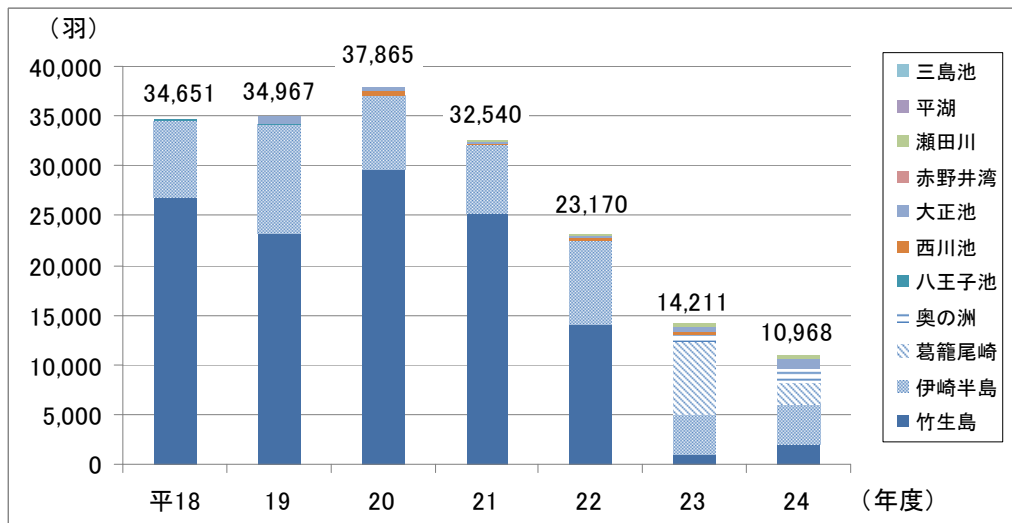
【鳥獣による被害の拡大】

- 近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカの食害による森林の植生衰退が県内各所で見られるようになっており、森林生態系の影響や水源かん養機能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されています。

(図7 主な野生獣による農作物の被害金額)



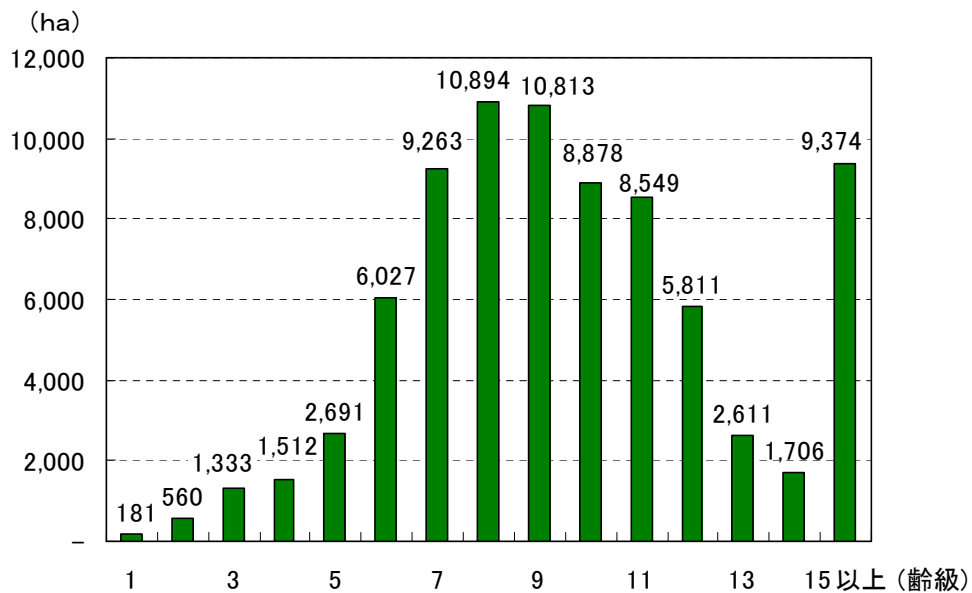
(図8 カワウの生息数推移(春期))



【森林づくりの現状】

○ 森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止など地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、森林の手入れ不足などによる多面的機能の低下が懸念されています。

(図9 民有林人工林齢級別面積)



(平成25年(2013年)3月末現在)

(今後の課題)

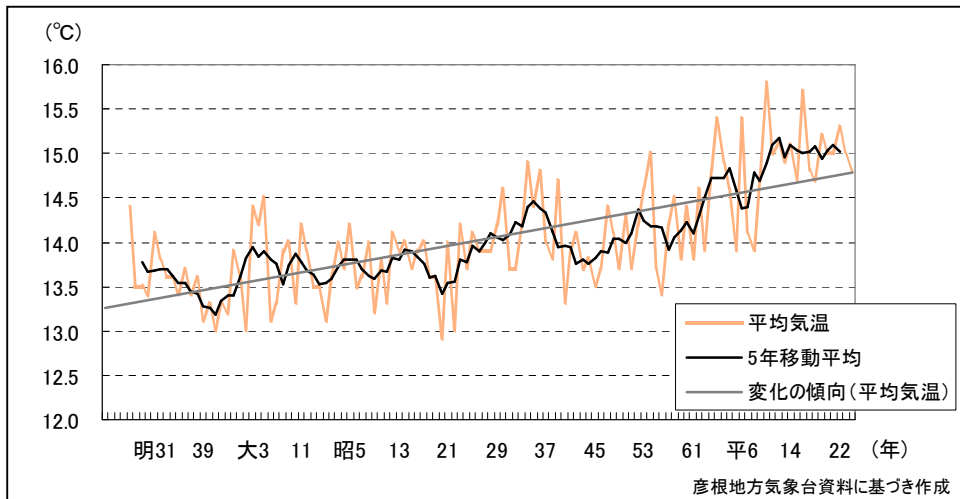
- 外来動植物や特定の野生動植物の繁殖、水草の異常繁茂などにより、本来の生態系のバランスの維持が危ぶまれていることから、人と自然の関わりの再構築や生物多様性の保全対策を戦略的に進める必要があります。
- 農林水産業の就業人口の減少や、従事者の高齢化、生活様式の変化により、森林などをはじめとする自然環境の適切な管理が十分なされないことが指摘されており、また、ニホンジカなどによる森林被害が深刻な状況にあるなど、新たな課題が生じています。

◆地球温暖化

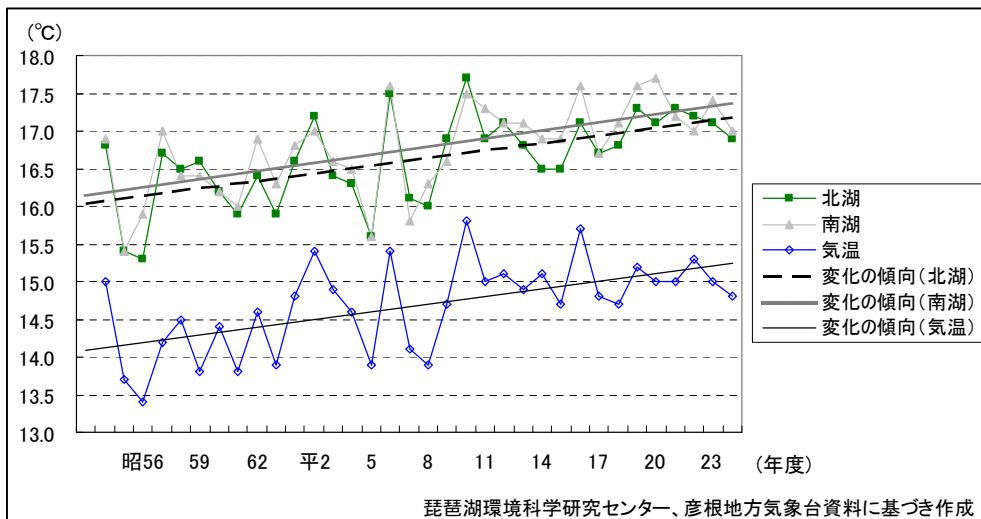
【平均気温と琵琶湖の水温】

県内（彦根市）の気温の経年変化について、明治 27 年（1894 年）から平成 23 年（2011 年）の間、上昇傾向にあり、100 年あたりの年平均気温は 1.24℃上昇しています（図 1 0）。また、琵琶湖表層の水温についても、気温に比例し、上昇傾向にあります（図 1 1）。

(図 1 0 彦根の年平均気温の経年変化)



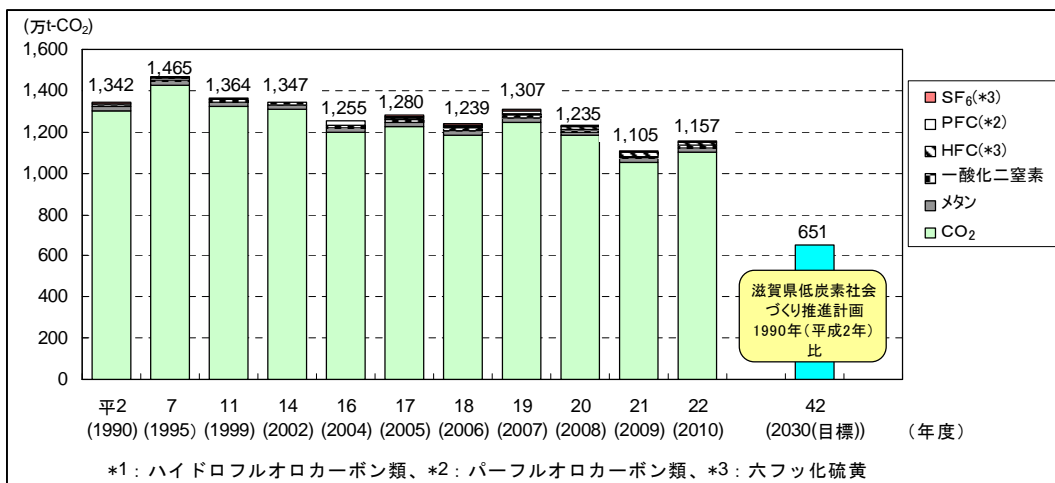
(図 1 1 琵琶湖の水温の経年変化)



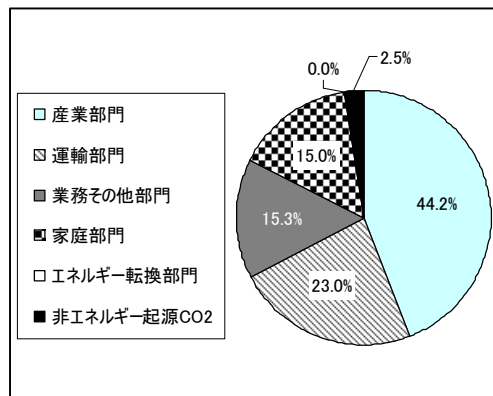
【温室効果ガス排出の現状】

- 滋賀県域における平成 22 年度（2010 年度）の温室効果ガス総排出量は、1,157 万トン（CO₂換算）であり、1990 年度比 13.8%減（185 万トン減）、平成 17 年～平成 21 年（2005 年～2009 年）の平均比は 6.2%減（76 万トン減）となっています（図 1 2）。
- 滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその 9 割以上を占めています。部門別割合は、産業部門、運輸部門、業務その他部門、家庭部門の順に大きな割合となっています（図 1 3）。
- 平成 23 年（2011 年）の夏には、同年 3 月に発生した東日本大震災に起因する電力需給のひっ迫が関西圏域においても見込まれたため、滋賀県では市町や関西広域連合と連携し、家庭やオフィスなどでの節電の取組などを呼びかけました。その後、平成 24 年冬・夏、平成 25 年の夏も電力の需給状況から、引き続き節電の呼びかけなどを行い、このことが社会全体での省エネ行動の広がりとして定着へとつながるよう取り組んでいます。

（図 1 2 滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移 平成 22 年度）



（図 1 3 滋賀県における CO₂排出量の内訳 平成 22 年度）



(今後の課題)

- 地球温暖化により私たちの社会に生じる様々な影響や被害を抑制するために、ライフスタイルやビジネススタイルなど社会経済構造を転換し、化石燃料に依存しすぎない低炭素社会づくりを進める必要があります。
- 東日本大震災後の社会情勢を踏まえ、特に再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の定着、それらを支える環境製品の普及を進める必要があります。

◆大気・化学物質

【大気・化学物質の現状】

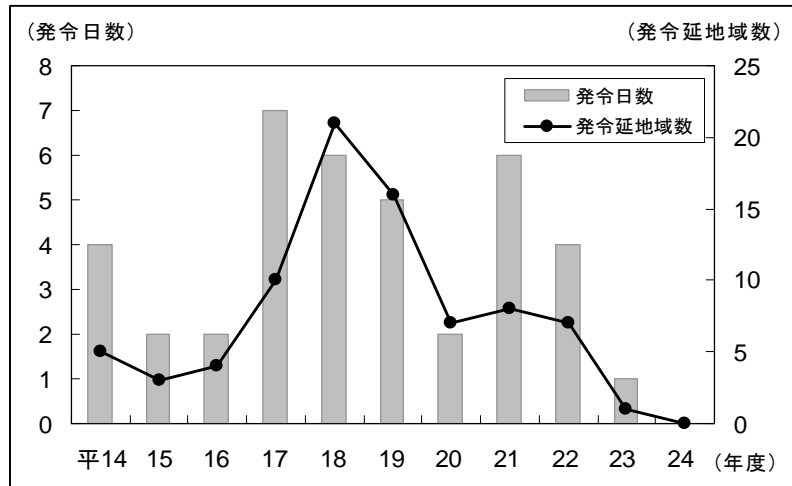
- 滋賀県の大気汚染の状況として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素などの有害大気汚染物質についてはすべての測定地点で環境基準*を達成している一方で、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質 (PM2.5) は環境基準が達成されていません。また、ほぼ毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」に基づき届出された化学物質排出量の集計では、県内の排出量は低下傾向にあります。

*人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。(環境省ホームページから)

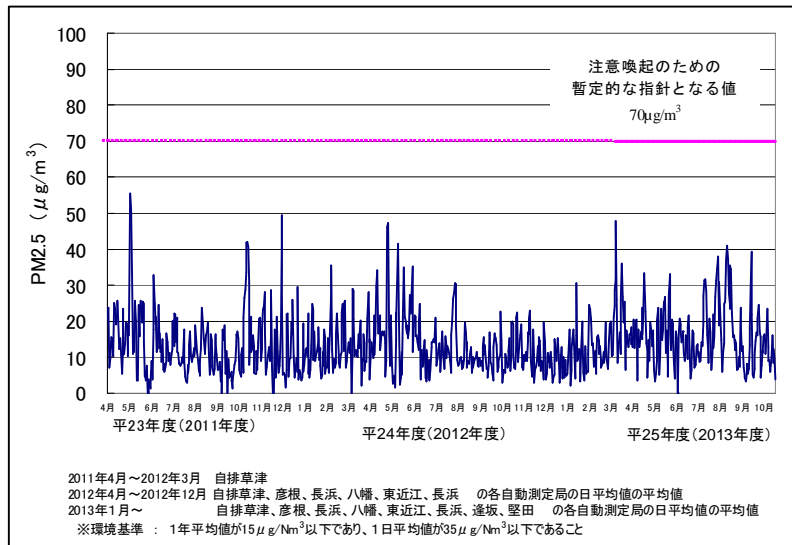
(図14 大気関係環境基準達成状況 (平成24年度))

	一般環境大気測定地点		自動車排出ガス測定地点	
	全地点数	環境基準達成地点数	全地点数	環境基準達成地点数
二酸化窒素	9	9	4	4
浮遊粒子状物質	9	9	4	4
光化学オキシダント	11	0	3	0
二酸化いおう	6	6	1	1
一酸化炭素	0	0	4	4
微小粒子状物質 (PM2.5)	5	3	2	0
ベンゼン	6	6	1	1
トリクロロエチレン	6	6	1	1
テトラクロロエチレン	6	6	1	1
ジクロロメタン	6	6	1	1

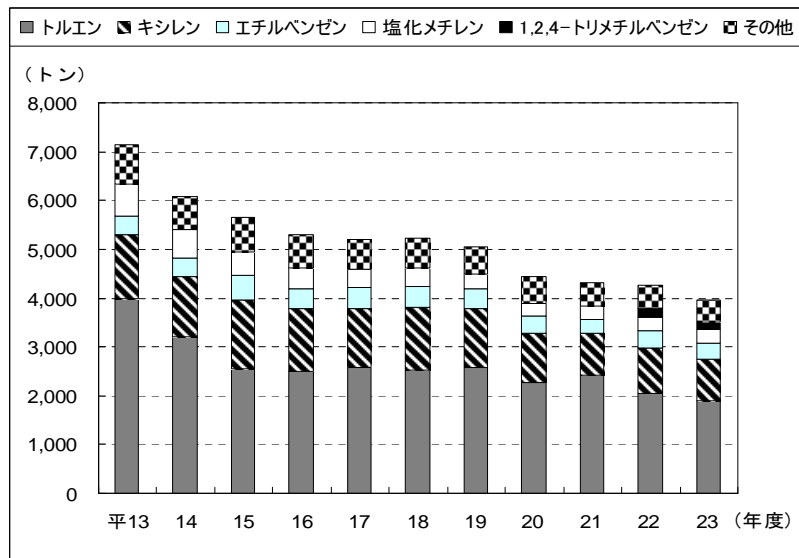
(図15 光化学スモッグ注意報発令状況)



(図16 微小粒子状物質 (PM2.5) の平均値の推移)



(図17 PRTR上位5物質の排出量の推移)



(今後の課題)

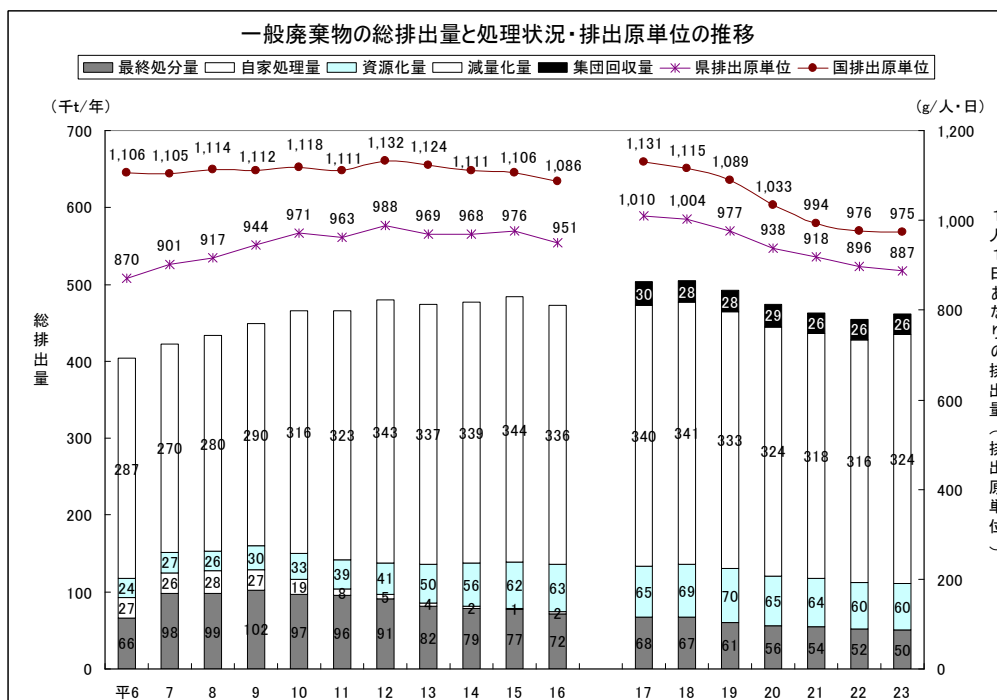
- 健康被害や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を持つ有害化学物質などの管理を適切に行い、環境への排出量を減らし、環境リスクを低減させていく必要があります。
- 光化学オキシダントなど未達成の環境基準の達成に向け、その一因である工場や事業場からのばい煙や有害大気汚染物質の排出を抑制する必要があります。このため、今後とも、大気汚染状況の継続的監視と県民への関連情報の提供が必要です。

◆資源循環型社会

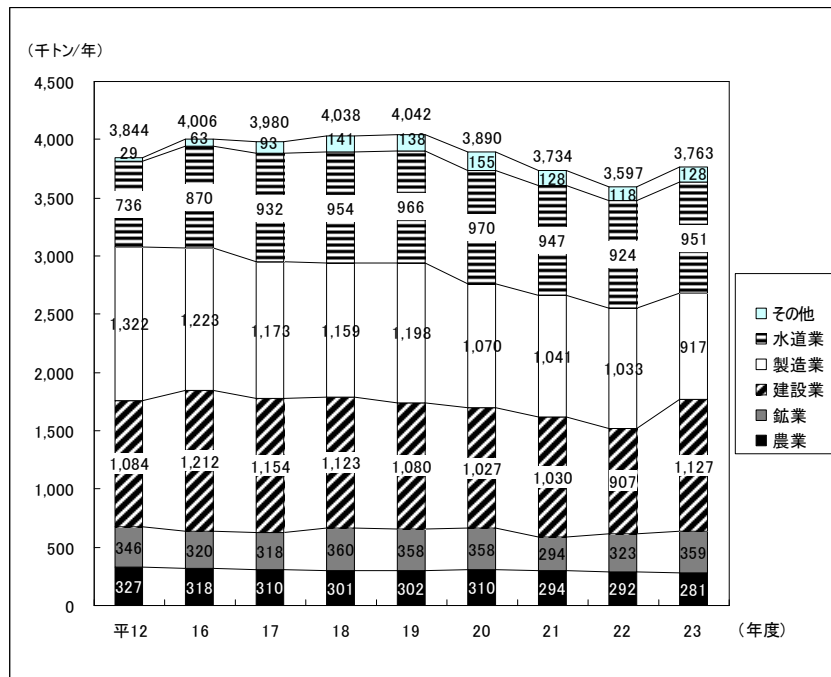
【廃棄物・資源循環の現状】

- 平成 23 年度の県内のごみの排出量は 454 千トン、1 人 1 日あたりの排出量は 887g となっており、第三次計画期間中も減少しています。また、総資源化量（資源化量+集団回収量）は 86 千トン、最終処分量は 50 千トンとなっています。
- 平成 23 年度における県内の産業廃棄物の総排出量は 3,763 千トンとなっており、前年度に比べ増加しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。
- 産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理については、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間 170 件あまりの発生が見られ、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

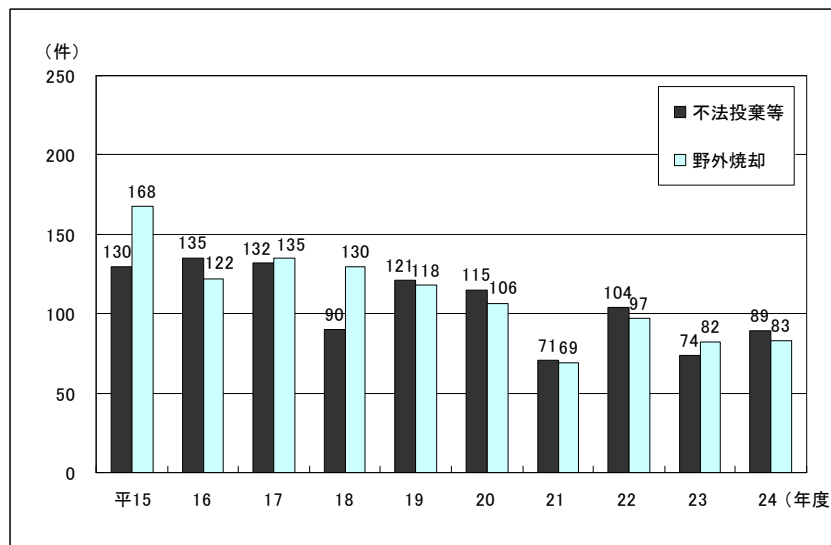
(図 18 ごみ排出量の推移)



(図19 産業廃棄物の総排出量の推移)



(図20 不法投棄の新規発生件数)



(今後の課題)

- ごみ排出量は、近年減少傾向にあるものの、経済状況などに左右されることなく、資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を進める必要があります。
- 平成25年度から取り組んでいるレジ袋の無料配布中止をきっかけとして、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化のさらなる推進が求められます。
- 不法投棄などの事案に対しては、警察、市町などの関係機関や近隣府県市、地域住民との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策のさらなる強化を図る必要があります。

第2章 目指すべき将来像

1 第三次計画における「持続可能な滋賀社会の実現」

- 社会・経済活動の急速な進展やグローバル化は、私たちに物質的な豊かさと高度な社会・経済と利便性をもたらしました。しかし、同時に「大量生産・大量消費型」の社会システムを作り上げ、かけがえのない地球環境への負荷を急速に増大させてきました。
- 第三次計画では、こうした大量生産・大量消費型のライフスタイルのあり方を見直し、持続可能な社会を構築していくことが重要であるとの認識に立ち、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけました。
- 第三次計画の目指すべき将来の姿「持続可能な滋賀社会」は、おおむね一世代後である平成42年(2030年)を想定し、その実現を図るために、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会を想定しています。(下記図「2030年の将来の姿(持続可能な滋賀社会ビジョン)」(参照))
- 今回の改定にあたっては、第三次計画の「持続可能な滋賀社会」に掲げる将来の姿および「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、第三次計画策定以降に生じた、環境を取り巻く状況の変化や県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来像を設定します。

(参考)

2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)



【2030年の将来の姿(「持続可能な滋賀社会ビジョンから」)

琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会。

■自然気候

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

■産業

高品質な近江米、近江中、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。

また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

■まちづくり

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりのあるまちづくりが進んでいます。

また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり(都市機能の集約化)が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

■暮らし

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切に、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べることができるようになっています。

2 東日本大震災が私たちに与えたもの

① 「つながり」や社会との結びつきの意識

○ 平成 23 年 3 月 11 日に東日本を襲った大震災や大津波により、改めて、私たち人間は自然の中で生かされていることに気付きました。また、人と人、人と社会・自然との「つながり」や「絆」の大切さを考える契機ともなりました。

○ 内閣府が行った「社会意識に関する意識調査（平成 25 年 2 月調査）」では、「東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか」の問いに、「前よりも大切だと思うようになった」と答えた者の割合が 77.5%となっています。

また、「東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か」では、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」をあげた者の割合が 64.5%と最も高く、以下、「地域でのつながりを大切に思う」、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」と続いており、人々の社会との結びつきやつながりへの意識が高まっていることが伺えます。

② 豊かさや大量生産・大量消費型社会への意識

○ この震災により生じた上下水道、ガス、電気などのライフラインの分断や震災に起因する電力不足などの出来事は、省エネや節電を含めて、私たちのライフスタイルを、より環境配慮型に転換していかなければならないという意識を強めました。

○ こうした、環境を取り巻く状況や意識の変化は、豊かさに対する意識やこれまでの社会経済のあり方に対する考え方に大きな変化をもたらしています。

内閣府の「国民生活に関する世論調査（平成 24 年度）」では、今後の生活において、「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」の問いに、「心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた者の割合が 64.0%となっており、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合の 30.1%を大きく上回りました。（図 2 1）

○ また、「これまでの大量生産・大量消費型の経済を多少なりとも変えていく必要がある」と回答した人の割合が 77.9%という値となっており、環境配慮への意識が高まっていることが伺えます。（平成 25 年度版環境白書（環境省）より）

（図 2 2）

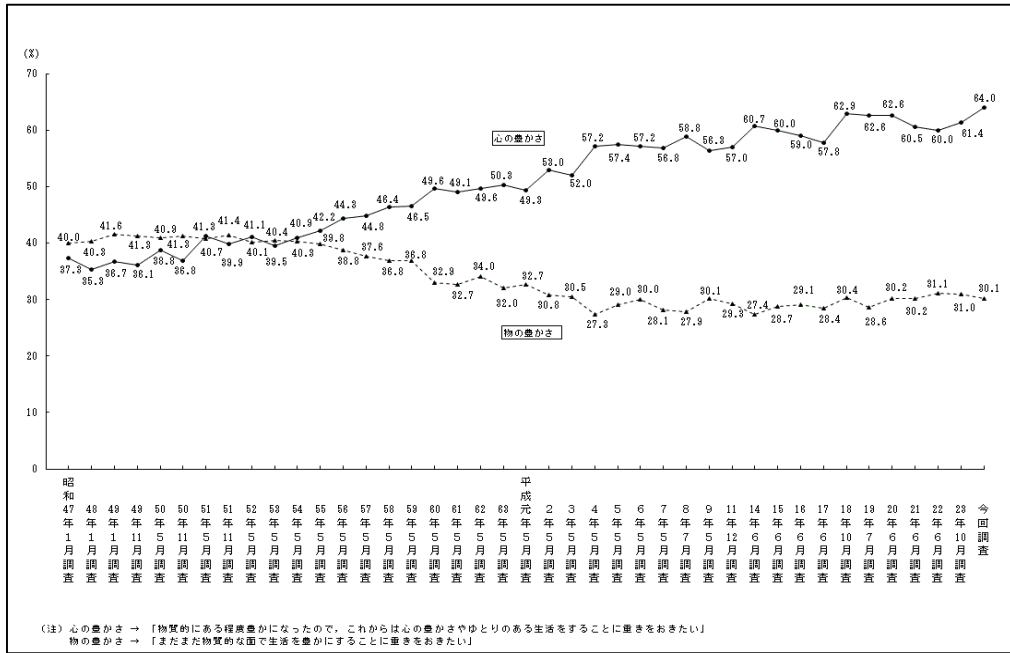
③ 将来世代への意識

○ 平成 25 年度版環境白書（環境省）によれば、「将来世代に残す社会で重視されるべきもの」について聞いたところ、「良好に保全された自然環境や生活環境」を重視するとの回答が約 69.5%にのぼっており、「心身ともに健康なこと」との回答に次いで多い結果となっています。多くの人々が、将来の世代に、環境が保全されている社会を残したいと望んでいることが伺えます。（図 2 3）

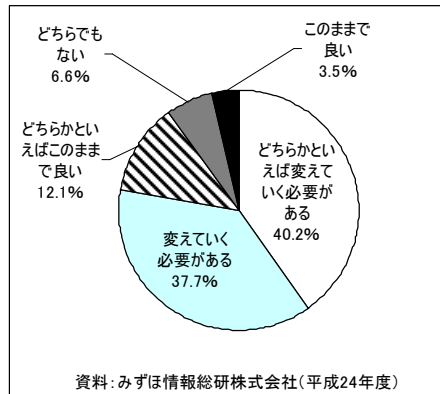
④ 新しい生き方の選択

- 日本各地域では、過去の自然災害の教訓を基にした、知恵と工夫により、その特性に応じたまちづくりなどの対策を講じてきました。しかし、今回の東日本大震災は、自然が引き起こす様々な現象は、人間の力だけでコントロールすることは到底困難であることを改めて認識させ、どのように自然と向き合っていくべきなのかを考えさせる重要な機会となりました。
- また、将来世代に向けて、持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、自然共生型社会の実現などが必要なことに加え、何よりも「安全」がその基盤として確保されることが前提であることを認識させられました。中でも原子力発電所の事故の厳しい現実、エネルギー問題や今後の社会のありようについても、一石を投じることとなりました。
- これまで、私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求し、それを実現するために、大量生産・大量消費型社会を構築してきたといえます。しかし、それと引き換えに生まれるリスクを、私たちは過小評価してきたのかもしれない。
- 環境問題に関して言えば、私たちは、その問題の原因や影響を抑制する「緩和」策だけでなく、その危機がやってきても、「適応」して生き残る社会を構築していくことが重要です。そのためには、例えば、東日本大震災以降、各地域で取組が進んでいる「緑のカーテン」や「クールシェア（＊）」など、知恵と工夫による環境問題への「適応」は、結果的に地域のあり方を変え、地域が抱える様々な課題を解決に導く可能性を持っています。
*一人一台のエアコンをやめ、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア（共有）したり、自然が多い涼しいところへ行くこと。（環境省ホームページから）
- 震災を契機に、いま一度、環境の影響を含めた様々なリスクを洗い出し、これまでの生活や社会経済のあり方を見直すなど、環境に負荷をかけない持続可能な社会を築いていくための新しい生き方を選択する 때가来ているのです。

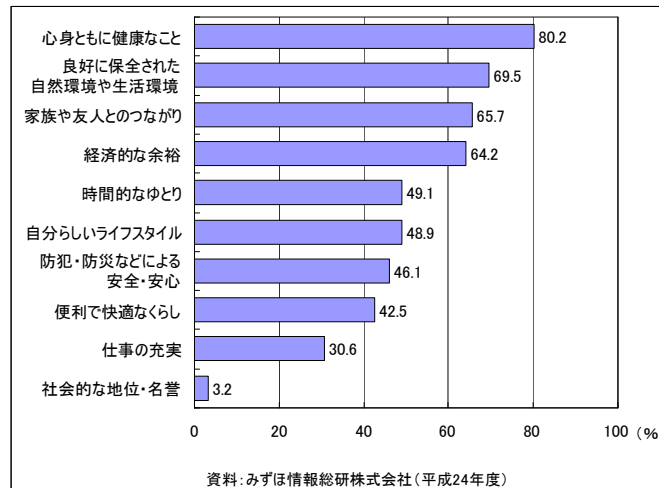
Q ((図21)「これからは心の豊かさか、物の豊かさか」国民生活に関する世論調査(平成24年度))



(図22 大量生産・大量消費型の経済に対する意識 平成25年版環境白書引用)



(図23 将来世代に残す社会で重視されるべきもの 平成25年版環境白書引用)



3 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」

～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現

(1) 将来像設定の考え方

- 第三次計画では、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、総合的な施策の推進を図ってきました。今回の計画では、環境を取り巻く状況と意識変化などを考慮し、計画の将来像を、『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現』～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現としました。
- 環境の将来像を考える上でもっとも大切なことは、滋賀県に暮らす人々が良好な環境を享受し、住んで良かった、暮らして良かったと実感できる滋賀社会を構築していくことです。そのために、滋賀県を構成する各主体が、滋賀の環境に満足し、一人ひとりが、その環境に自信と誇りをもつことを目指します。
- では、自信と誇りがもてる環境とはどのような環境なのでしょう。滋賀の県名をひもといてみましょう。県名の「滋」の漢字は糸たばを並べた形で、それが水を含んで「ふえる」ことを意味します。これが、「うるおう・しげる・うまい」という意味となり、「やしなう」の意味にもなったといわれています。一方、「賀」のもとの意味は、生産力を高めるために行う農耕儀礼だといわれ、これが転じ、すべての生命や生産について「いのり・いわう」の意味に使われています（白川静著「常用字解」）。このように滋賀という県名からは、水が潤沢にある豊穡な土地であること。さらにそれらを祈り・祝う意味が読み取れます。
- 加えて、滋賀には若さと活力、日本一の琵琶湖、美しく郷愁をいざなう里山、大学や民間研究機関などの知的集積などの強みが存在します。これらの強みを活かし、県名から読み取れる、めぐみ豊かな環境を創りあげていくことこそが、県民の自信と誇りにつながると考えます。
- 私たちは琵琶湖を県の中央に抱き、四方を山々に囲まれ、水、森、大気、大地、そして、生きものが集う滋賀という空間の中で、何百色もの糸が織りなす繊細な織物のようにつながって、それぞれの地域で様々な役割を担いながら、滋賀の環境を形づくっています。わずかな糸の綻びが、織物を損なうように、滋賀の環境を構成する一本一本の糸の大切さに思いをいたすことが重要です。
- 環境は全ての「いのち」の基盤です。私たちは、人間という生物として、さまざまな生物とともに暮らしており、環境を介して、未来に生きる「いのち」とつ

ながっています。私たちは、同じ「いのち」をもつ存在として、他の「いのち」を尊重し、共感しあうことができます。

- 琵琶湖がたたえる豊かな水は、琵琶湖周辺のみならず、琵琶湖・淀川流域の社会・経済活動を支える「いのち」の水となっています。私たちは、琵琶湖の水を通じて、下流域の「いのち」と繋がっており、琵琶湖の水を守ることは、下流域の「いのち」を守っていることにほかなりません。
- 環境はすべての「いのち」をつなぐ場です。生きものの中で、今を生きる私たちだけが、良好な環境を育み、その環境を未来へ繋ぐことができる唯一の存在です。さまざまな「いのち」への共感を通じ、豊かな環境を育み、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。
- 幸い、滋賀県には「石けん運動」をはじめとする琵琶湖の水質保全の歴史と、それによって培った県民や事業者の高い環境意識があります。礎は、既に先輩たちが築いたのです。あとは、私たち一人ひとりが、環境問題を自分ごととしてとらえ、「いつか」「だれか」という待ちの姿勢ではなく、「いま」「私」が小さな一歩を踏み出すことが重要です。
- 本計画では、子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な滋賀社会の実現に向け、第三章に掲げる3つの基本目標（後掲）に取り組むことにより、『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現』につなげていきます。

第3章 基本目標

1 第三次計画の進捗状況

(1) 2つの長期的目標

第三次計画では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、持続可能な滋賀社会の実現を目指すものとしています。

<p>「低炭素社会の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減（1990年比）されている。 <p>「琵琶湖環境の再生」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。 ○ 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。
--

(2) 2つの目標の評価

◆低炭素社会の実現について

(主な実績)

- 低炭素社会の実現に向けて、温暖化対策の1つの道筋を明らかにする行程表（「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」（平成23年1月））を策定するとともに「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（平成23年3月）を制定しました。また、滋賀県における低炭素づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」（平成24年3月）を策定しました。
- また、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」（平成25年3月）を策定しました。

(数値指標)

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期実績	平成22年度中期目標	平成24年度実績	平成25年度目標
地球温暖化対策	温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)	%	H18	7.7	8	9	13.8 (H22)	9以上
	「みるエコおうち」プログラム取組世帯数	世帯		—	2,190	50,000	2,463	50,000を維持
	県内での太陽光発電による総発電容量	kW	H16	17,402	36,062	100,000	108,790	100,000以上

(評価)

- 平成24年度実績では、温室効果ガス排出量削減率および県内での太陽光発電による総発電容量は目標値を上回っています。今後も低炭素社会実現に向けた取組を進める必要があります。

◆琵琶湖環境の再生について

(主な実績)

- 「2050年頃の琵琶湖のあるべき姿」を念頭に置き、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定された「マザーレイク21計画」の改定(平成23年10月)(第2期)を行いました。
- ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることを目的として新たな「ヨシ群落保全基本計画」(平成23年2月)を策定しました。
- 内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして、「内湖再生全体ビジョン」(平成25年3月)を策定しました。

(数値指標：主なもの)

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度 中期実績	平成22年度 中期目標	平成24年度 実績	平成25年度 目標
自然環境	希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	H19	2	7	10	9	10
	外来魚の推定生息量	トン	H18	1,600	1,400	1,000	1,295(H24)	1,000以下
	琵琶湖のヨシの面積	ha	H14	151	176.76	159	178.4	159以上
	年間間伐実施面積	ha	H15	1,920	3,014	2,600	1,773	3,100
琵琶湖の水質等	琵琶湖の水質							
	(COD)北湖	mg/L	H22	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6以下
	南湖	mg/L	H22	3.6	3.6	3.1	3.7	3.6以下
	(T-N)北湖	mg/L	H22	0.25	0.25	0.30	0.26	0.24以下
	南湖	mg/L	H22	0.28	0.28	0.33	0.30	0.26以下
	(T-P)南湖	mg/L	H22	0.016	0.016	0.018	0.014	0.016以下

(評価)

- 流入負荷は削減されてきていますが、環境基準が未達成の項目があります。また、湖の栄養塩バランスの変化や深水層の溶存酸素濃度低下に加え、プランクトンの質的な変化など新たな課題が生じています。
- 在来魚介類の回復や湖岸景観の回復などに向けた取組を進めており、ヨシ群落の拡大などの成果も見られます。その反面、在来魚介類の減少や外来水生植物の繁茂などの課題も多くあります。
- 森林の適切な管理や生物多様性に配慮した農地の増加などに向けた取組を進めていますが、森林部におけるニホンジカや病害虫などによる被害が深刻な状況にあります。

- 暮らしと湖の関わりの再生のためには、暮らしを湖に近づけ、湖への関心や理解を深めるよう県民一人ひとりの問題として、それぞれがライフスタイルを見直す必要があります。琵琶湖漁業や農業生産額など目標達成ができていないものが多くありますが、琵琶湖を身近に感じ、その恵みに感謝し環境とともに考え行動する機会を提供することで、ライフスタイルの変革を促していく必要があります。

2 県民の環境意識

第三次計画の改定に先立ち、県が優先的に取り組むべき環境課題や施策を把握するため、平成24年6月5日から6月29日にかけて、環境に対する県民の意識調査を実施しました。（平成24年度「県政世論調査」）

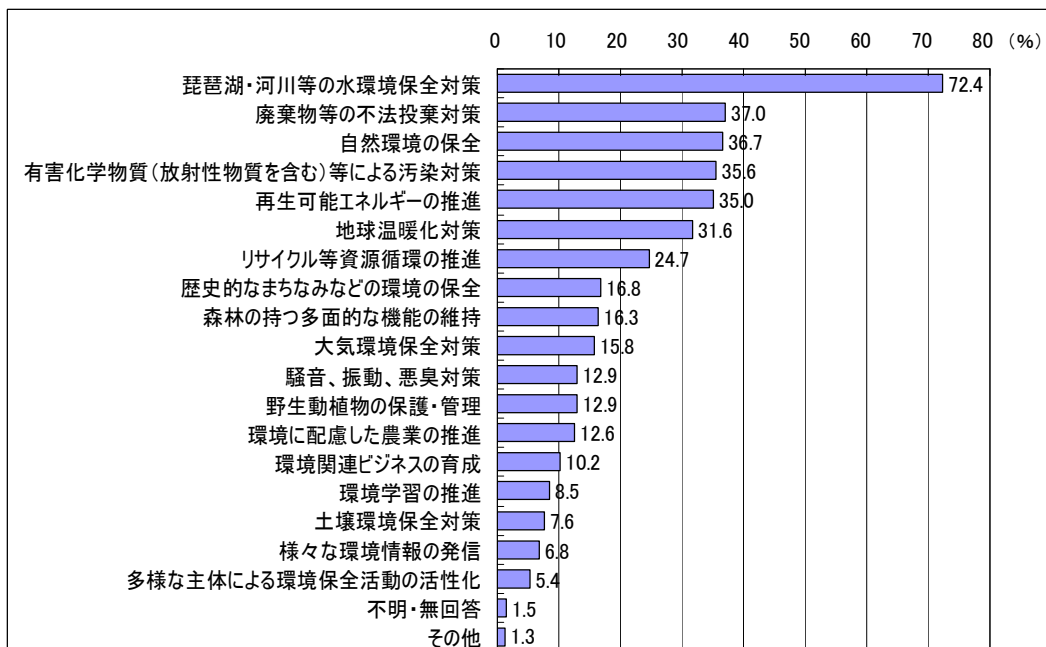
① 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策について

結果：「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」への高い関心

県が優先的に取り組むべき環境課題や施策については、「琵琶湖・河川などの水環境保全対策」が72.4%で最も多く、以下、「廃棄物などの不法投棄対策」が37.0%、「自然環境の保全」が36.7%、「有害化学物質（放射性物質を含む）などによる汚染対策」が35.6%、「再生可能エネルギーの推進」が35.0%と続いています。

他の分野と比較しても、県民の「琵琶湖・河川などへの水環境保全」への関心の高さが際だっています。

（図2-3 県が優先的に取り組むべき環境課題や施策）

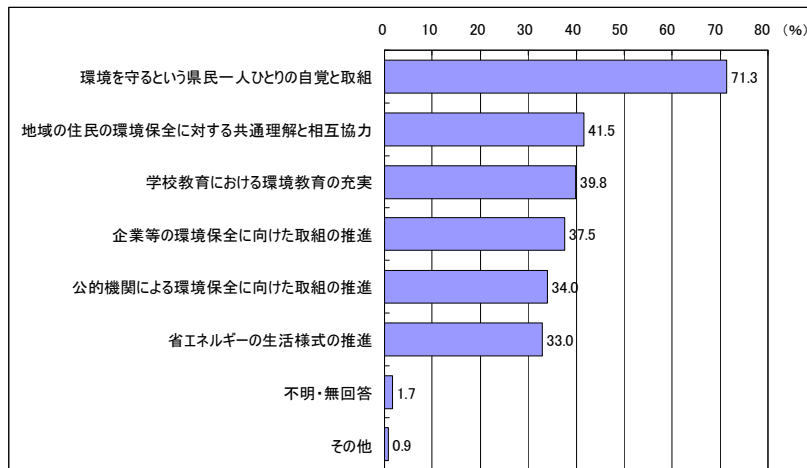


② 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か。

結果：県民一人ひとりの自覚と取組が重要

環境問題の解決に重要な点については、「環境を守るという県民一人ひとりの自覚と取組」が71.3%で最も多く、以下、「地域の住民の環境保全に対する共通理解と相互協力」が41.5%、「学校教育における環境教育の充実」が39.8%、「企業などの環境保全に向けた取組の推進」が37.5%と続いています。この県民一人ひとりの意識をいかに実践行動につなげるかが重要となります。

(図24 環境問題を解決し、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、どのようなことが重要か)

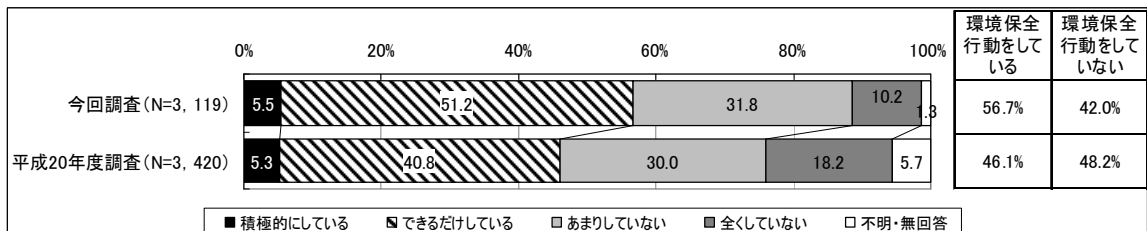


③ あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか。

結果：約半数の県民が環境保全行動を実践している。

「環境保全行動」の実践状況については、『環境保全行動をしている』（「積極的に行っている」と「できるだけしている」の合計）は56.7%となっており、平成20年度調査と比較すると10.6ポイント増加しています。2人に1人以上の県民が何らかの環境保全行動をしていると評価できますが、環境を守って行くためには、各主体・全ての人各自が自分ごととして、環境問題を捉える必要があることから、残りの県民の参加をいかに促していくかが重要です。

(図25 あなたは、日頃から「環境保全行動」をしていますか)



3 将来像実現に向けた基本目標

今日環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば、琵琶湖では、汚濁負荷の削減が進んでいる一方で、在来魚の不漁が続くなど、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっており、将来像を実現していくためには、広い視野から、総合的に取組を進めていく必要があります。

本計画では、第三次計画の進捗状況や県民の環境に対する意識などを踏まえつつ、次の3つの基本目標を設けます。この基本目標は、県の環境施策の大きな指針を定めるもので、第4章に掲げる各種施策や、各分野別計画を方向づけていくものです。

【3つの基本目標】

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりを進めます。
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります。

II 琵琶湖環境の再生と継承

- II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
- II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- III-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます。
- III-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。
- III-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます。

4 基本目標設定の背景と考え方

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりを進めます。
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくります。

◆背景

【滋賀の潜在的可能性】

- 日本全体として、少子高齢化社会が到来する中で、滋賀県は15歳未満の人口割合が全国3位、人口あたりの大学生も全国第3位となっており、若さと活力にあふれ、潜在的に環境を支える人材が多く存在する県です。

【先達の実践運動】

- また、本県には、過去から受け継がれてきた美しい琵琶湖をはじめとする環境を守ってきた県民意識の高さと実践行動の土壌があります。例えば、琵琶湖で大

規模な赤潮が発生した昭和 50 年代、琵琶湖を守るために県民が主体となって始まった「石けん運動」は、美しい琵琶湖を次世代に引き継ごうとする県民の意思の強い表れであり、身近な消費、生活行動の中で展開された実践行動の 1 つでした。

[びわ湖の日]

- 石けん運動の成果として、昭和 55 年 7 月 1 日「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）が施行されました。昭和 56 年に琵琶湖条例施行 1 周年を記念して、7 月 1 日を「びわ湖の日」と決めました。以後、びわ湖の日を中心に県下一斉清掃を行ってきました。

平成 23 年の「びわ湖の日 30 周年」を契機に、「びわ湖の日」の取組として、これまで行われてきた「琵琶湖をきれいにする」ことに加え、「豊かな琵琶湖を取り戻す」「琵琶湖にもっと関わる」という 3 つの考え方をもとに、先達の実践運動はさらに発展しています。

[環境保全と地域の活性化]

- 国の第 4 次環境基本計画においては、環境と経済と社会をともに発展させることを目標として、経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進を優先的に取り組む重点分野の 1 つに掲げています。

滋賀県は、日本のまんなか位置し、交通の要衝であるという恵まれた地理的条件を活かし、全国でも有数の「モノづくり県」として発展してきました。特に、太陽電池やリチウムイオン電池など、今後さらに大きく成長すると見込まれるエネルギーや水環境ビジネスの分野での工場の集積が進んでいます。

こうした状況を背景に、環境産業の一層の振興を期して、県内の産学官が連携し、平成 10 年から毎年、環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

平成 25 年 3 月には「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定し、『地域主導による「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造』を基本理念に掲げ、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進しています。

滋賀県下では、日本初の信託方式の市民ファンド「コナン市民共同発電所プロジェクト」などの取組が進むとともに、県立施設の屋根を太陽光パネル設置に貸し出す取組もはじまりました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

[人づくり、その先の社会づくりへ]

- 将来像の実現のためには、様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて自分ごととして捉え、環境に配慮した社会を創造していくことが重要です。すなわち、気づく、学ぶ、考える、行動するといった人づくり（人材育成）に止まることなく、その先にある持続可能な社会づくりへと進める必要があります。

- 今日発生している環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルや産業活動などに多くを起因していると考えられます。その解決に向けては、県民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要となります。生産から消費までの各段階において、省エネルギー、省資源などの環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、行政各主体も自ら率先した取組が求められます。さらに、そのライフスタイル・ビジネススタイルを社会の仕組みとして埋め込み、環境に優しい行動が「湖国の文化」といえるまでの継続した取組が求められます。
- 今後、さらに、環境保全の視点を大胆に社会・経済活動に埋め込み、経済・環境リスクの克服と地域に根ざした事業の展開が必要です。

Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

- Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
- Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくりまします。

◆背景

[県民の暮らしや心を映す鏡]

- 琵琶湖は、約 400 万年前に生まれ、固有で豊かな生態系を育てて来ました。琵琶湖ほど、人とのかかわりを古くまでたどれる湖は他にありません。この地の住民は、琵琶湖のめぐみを受け、琵琶湖と共生しつつ、食、生業などにおいて、独自の文化を育んできました。また、琵琶湖は、近畿 1,450 万人の命の水源として、人々の生活に欠かせない存在となっているとともに、地球規模での環境問題の「小さな窓」として、大きな変化が現れる前の「予兆」を示す身近な自然環境でもあります。まさに、県民の「暮らし」や「心」を映す鏡でもあります。

[遠い水・近い水]

- 私たちを取り巻く社会は、戦後の高度経済成長期を経て、大きく変わりました。琵琶湖総合開発により私たちが得た快適な暮らしは、以前のように、日々の暮らしの中で川や琵琶湖に気を配る必要のない暮らしとなりました。その一方で、都市的で快適な暮らしと引き換えに、川や琵琶湖を人びとの意識から「遠い」また「見えにくい」（「遠い水」）存在にしていまいりました。東日本大震災は上水道、下水道などのライフラインを分断し、現代社会の脆弱な構造を露わにしました。これにより、日本の各地の店舗では、ペットボトル入りの水が売り切れる事態となり、私たちは井戸水など、身近な「水」（「近い水」）の重要性を再認識させることとなりました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

[琵琶湖再生に向けて]

- これまでの琵琶湖の環境政策は「水質保全」が中心であり、対策の結果、流入負荷の削減が進みました。しかし、私たちと水との距離は広がり琵琶湖流域生態系も大きく変化しました。琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐためには、水質保全対策を継続しながら、琵琶湖流域生態系の保全・再生や暮らしと湖の関わりの再生につなげていく必要があります。

このため、県民の一人ひとりが琵琶湖に触れ・体感し、湖魚など琵琶湖の恵みを食べることなどにより、琵琶湖の多様な価値を再発見し、そのつながりを深める中で、琵琶湖環境の再生が必要です。

[生物多様性の確保]

- 先人から受け継いだ豊かで望ましい生態系を保全する取組のさらなる強化を図り、生物多様性を確保し、様々な生きものにぎわう、生命あふれる自然環境の再生が必要です。
- 近年、野生鳥獣の数の増加や分布域の拡大により、農林水産業被害の拡大、食害による植生の衰退や生態系のかく乱など、人と野生鳥獣の間に様々なあつれきが生じています。こういった被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るためには、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を柱とした施策を総合的に進めることが求められます。

[森林保全の取組]

- 県土のおよそ2分の1を占める森林は、近畿 1,450 万人の生活を支える琵琶湖の水を育み、野生生物を住まわせ、また自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。林業の振興が図られ、県民の主体的な参画のもと、緑豊かな森林を守り育て、地域特性に応じた、森林の多面的機能の維持・発揮が必要です。

Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます。
- Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。
- Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます。

◆背景

[まったなしの地球温暖化対策]

- 平成25年9月に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）では、観測事実として、「気候システムの温暖化については疑う余地がない。1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85（0.65～1.06）℃上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温である。」また、「地球温暖化の影響で、今世紀末（2081年～2100年）に気温は最大で4.8℃上がる」と予測しています。

このため、「温室効果ガスの継続的な排出は、気候システムの全ての要素に温暖化や変化をもたらす。気候変動を制限するためには、温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となる。」と指摘しています。

- 県内（彦根市）の年平均気温は、明治27年（1894年）から平成23年（2011年）の間に、年平均気温は100年あたり1.24℃上昇しています。また、琵琶湖表層の水温も気温と同様に上昇傾向にあり、地球温暖化による琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されており、地球温暖化対策はまったなしの状況にあります。滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、CO₂削減対策が重要です。

- 一方で、東日本大震災が発生し、電力需給問題など社会の大きな情勢変化が生じました。平成23年（2011年）の夏期、関西圏域における電力不足の懸念に対して節電などの取組がなされ、新たな気づきや工夫によるものも生まれました。

[大気・化学物質などの現状と課題]

- 大気汚染防止法や公害防止条例などの環境規制の強化や、各事業者の自主的な取組の強化により、環境汚染物質の排出は引き続き減少傾向にあります。一方で、東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染や、PM2.5の一時的増加などにより、環境汚染や生活中的化学物質への関心や、安心・安全な社会を求める声が高まりつつあります。

[大量生産・大量消費型社会と廃棄物]

- 大量生産、大量消費型の社会経済活動は、便利で快適な生活をもたらした一方で、資源を浪費し、大量の廃棄物を排出し、産業廃棄物の不法投棄や散在性ごみの増加など、環境に大きな負荷を与えながら、社会経済活動を行ってきました。

◆基本目標の達成に向けた考え方

[ライフスタイルやビジネススタイルの転換]

- 企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルを見直すことにより、化石燃料の消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減する社会経済構造への転換が必要です。
- 東日本大震災の影響や教訓を踏まえ、再生可能エネルギーなどの新技術の導入促進を図り、節電や省エネ行動を更に広げることが求められます。

[大気・化学物質など対策の推進]

- 事業者などによる環境規制・環境基準遵守や化学物質管理の取組を引き続き進めていくとともに、住民が、周辺環境の状況を的確に把握・評価できる社会づくりが必要です。

[放射性物質の情報提供]

- 近畿 1,450 万人の水源である琵琶湖を預かる本県として、大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民に適時情報提供を行なうことが必要です。

[3Rの推進]

- 出してからではなく、出る前にできる限り廃棄物の排出を抑制（リデュース）し、廃棄物となったものについては、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）するなど可能な限り適正な循環的利用を行い、最後にどうしても利用できないものについては、省エネ・熱利用型の処理を促進適正に処分することを基本に、企業・事業者、県民および行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら連携して取組を展開し、循環型社会への転換をさらに進めることが必要です。

第4章 環境施策の展開

この章では、第3章で定めた基本目標ごとに施策の具体的な展開を示します。

I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- I-1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりを進めます。
- I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会をつくりまします。

【I-1 主体性をもった人育ち・人育てを進め、その先の社会づくりを進めます】

◆ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」としてとらえ、実践・行動できる人材育成と地域づくり

- 環境問題を「自分ごと」として捉え、実践行動へとつなげる環境学習の推進が求められます。「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、ライフステージに応じた環境学習の関連施策を体系的・総合的に進める必要があります。
- 環境学習を担う人材の育成と活用については、環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、琵琶湖博物館環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を活かした取組が必要です。
- 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりが必要です。
- 環境教育を各教科などと関連づけて教育課程に位置づけ、児童生徒が滋賀県の豊かな自然や身近な環境に直接関わることを通じて、人と環境の関わりについての理解、環境を大切にできる心や実践的な態度など、持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成する必要があります。また、環境教育に関わる教員の資質向上に努めることが求められます。
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、「びわ湖環境学習」(湖の子)、「森林環境学習」(やまのこ)、「農業体験学習」(たんぼのこ)など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進する必要があります。

◆ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「滋賀の文化」の一つへ

- 省資源化・省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進める必要があります。
- 琵琶湖に遊び、湖畔で学び、琵琶湖のめぐみを味わい、自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めることができるライフスタイルの構築する必要があります。
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）（第 2 期改定版）」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進する必要があります。
- 鉄道、バスなどの地域内交通網と徒歩や自転車を組み合わせた「エコ交通ネットワーク」の形成による公共交通の利用環境整備と、県民自らが進んで公共交通を利用する意識変革により、公共交通を主体とした「エコ交通」を推進する必要があります。
- 地域の特性に応じた、琵琶湖を中心としたひろがりをつながりのある景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を推進するとともに、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などに県民が身近に親しみ、潤いある生活につながるよう、その積極的な保存と活用を図る必要があります。

◆ 本県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

- 新エネルギー・省エネルギーなどの環境領域において、技術や製品の開発を促進するとともに、販路拡大など市場化を推進するため、産学官金民が連携して取り組み、支援する必要があります。
特に、水環境分野においては、県民の活動、行政の規制や事業および企業の努力により、琵琶湖を中心として水環境保全に取り組んできた経験やノウハウを「琵琶湖モデル」として発信しながら、水環境ビジネスを推進するとともに、国内外の水環境の課題解決に貢献する必要があります。

- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大が必要です。また、滋賀の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大が求められます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民みんなが一体となった展開が必要です。

II 琵琶湖環境の再生と継承

II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。

II-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります。

【II-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します】

- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に策定した「琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）（第2期改定版）」に掲げる「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わり再生」の2つの方向性のもとで推進することが必要です。

◆ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生

- 「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「湖沼水質保全計画（第6期）」の着実な推進を図るとともに、琵琶湖の水質と生態系の関係を解明するための調査研究を進め、良好な栄養塩バランスを回復するなど、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげることが必要です。[湖内]
- ヨシ群落は、ニゴロブナやホンモロコなどをはじめとする湖魚や多くの野鳥の生息の場になっています。「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」や「ヨシ群落保全基本計画」に基づき、琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ることが必要です。[湖辺域]
- 内湖は、古来、暮らしの中で利用されるとともに、琵琶湖固有の動植物の生息の場として、また、在来魚の繁殖・生育の場として重要な役割を果たしてきました。このため、豊かな生態系を回復し、暮らしを湖に近づけ、琵琶湖と人とのより良い関係を築き、地域資源を活用した内湖の再生が求められます。[湖辺域]
- 南湖における水草の異常繁茂は、人々の生活、漁業の操業、船舶の航行や湖沼環境にまで、様々な問題を引き起こしており、根こそぎ除去から有効利用まで水草の適切な管理が必要です。
特に、新しい外来水生植物の「オオバナミズキンバイ」の生息の拡大により、産卵場所のヨシ帯がふさがれるなど生態系への影響などがみられることから、根絶に向けた対策を早急に進めることが必要です。[湖辺域]
- セタシジミの格好の漁場であり、ホンモロコやニゴロブナの産卵に適した豊かな水域だった南湖を再び健全な生物生息空間、豊かな漁場として取り戻すため、

南湖湖底の生物生息空間の回復を図ることが必要です。[湖辺域]

- コイ・フナ・ナマズなどが琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民などによって魚道などを整備する「魚のゆりかご水田」などの取組の支援を図ることが求められます。[湖辺域]
- 生態系に配慮した琵琶湖水位操作方法の実現を目指し、洪水期間においても治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な水位操作方法について、国や関係機関と連携しながら検討を進めることが必要です。[湖辺域]
- 湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施し、湖辺の砂浜やヨシ原、松林などの保全をすることが必要です。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生を進めることが求められます。[湖辺域]
- 市街地などの面源からの流入負荷削減対策を推進するとともに、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、流入河川対策や底質改善対策が必要です。[集水域]
- 農業濁水の流出防止に向けた啓発や技術の普及を推進するとともに、流域ごとに農業排水の循環・反復利用や適正な用水管理（節水）の仕組みづくりを進めることが必要です。[集水域]
- 洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地を保全するとともに、強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防止するため、県土を保全する治山事業などの推進により、土壌層の安定化が必要です。[集水域]
- 森林から人々が暮らす「集水域」「湖辺域」を経て琵琶湖に至るまでを一つの系として意識した上で、地域の暮らしや環境保全活動・保全施策が水を媒介として重なり、つながっていることを見えるようにすることで、各主体間・施策間の連携を促進し、「森～川～里～湖」のつながりの再生が必要です。[つながり]

◆ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生

- 琵琶湖の恩恵を浴する一人ひとりがその想いを共有する「びわ湖の日」。その3つ視点「びわ湖をきれいにする」「豊かなびわ湖を取り戻す」「びわ湖にもっと関わる」に基づく多様な取組を展開し、琵琶湖と人がさらに近づく関係を築くことが必要です。[個人・家庭][生業][地域][つながり]

- 農業分野においては、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大が必要です。また、滋賀の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大が求められます。さらに、県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民みんなが一体となった展開が必要です。(再掲) [個人・家庭][生業]
- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の利用の促進および森林の有効な利用促進が必要です。[個人・家庭][生業]
- 人、社会、自然、文化などの幅広い学習や活動ができる仕組みづくりや県民の体験活動の充実に向けた場づくりを進めるなど、様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりが必要です。(再掲) [地域]
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク 21 計画)(第 2 期改定版)」の進行管理および評価・提言を行う場として位置づけられる「マザーレイクフォーラム」において、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進することが必要です。
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、「びわ湖環境学習」(湖の子)、「森林環境学習」(やまのこ)、「農業体験学習」(たんぼのこ)など、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進することが必要です。(再掲) [つながり]

【Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会をつくります】

◆ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保ちながら、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生

- 生物多様性を適切に保全し、そのめぐみを将来にわたって享受できるしくみを構築するために、本県の自然的社会的条件に応じた総合的かつ基本的な計画である「(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略」の策定を進めることが必要です。また、戦略に基づき、多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組を構築し推進することが求められます。
- 深刻化している農林水産業への鳥獣被害については、滋賀県特定鳥獣保護管理計画などに基づき、被害防止対策、生息環境の整備、個体数管理を進めることが必要です。特に、ニホンジカの食害による森林の植生衰退が生息頭数の増加に伴い、県内各所で見られるようになっており、森林生態系への影響や水源かん養機

能、土砂流出防止機能といった森林の公益的機能の低下が懸念されていることから、個体数調整を中心とした施策を推進することが必要です。また、広域的に分布・移動して、被害を及ぼしているカワウなどの鳥獣については、関西広域連合などとの連携を進め、広域的な視点に立った取組が求められます。

- 森林以外の、田園、都市内緑地、河川、水辺などの空間において、地域性に応じた多様な生物が生息・生育することができるよう、また、豊かな生活環境を創造するため、身近なみどりづくりやその普及啓発を進めることが必要です。

◆ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

- 森林は、県土の2分の1を占め、水源かん養や県土の保全をはじめ、二酸化炭素の吸収源などの多面的機能を有し、県民の暮らしに不可欠なものです。特に、琵琶湖の水源として重要な森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理を進めることが必要です。
- 琵琶湖の環境に配慮して生産された県産材を活用することは、資源循環を活発にし、健全な森林整備につながることから、県産材の利用の促進および森林の有効な利用促進が必要です。(再掲)
- 近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖を保全するためには、水源である森林を健全に未来へ引き継ぐことが必要であることから、琵琶湖から恩恵を受けている全ての上下流住民が一体となって、水源林を保全する仕組づくりが必要です。
- 多様な樹種、林齢の混在する階層構造がよく発達した針広混交林など、林内は適当な日照が確保され、下層木や下草が生育し、様々な野生生物の成育環境が確保される森林づくりを進めることが必要です。

Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます。

Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります。

Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます。

【Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます】

◆ 地球温暖化により生じている世界的な問題を自分ごととして捉え、県民・事業者・行政などが連携した取組による低炭素社会づくり

- 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」にもとづき、県民、事業者、行政などの連携と協働のもとに、生活、交通・運輸、まちと建物、産業活動、再生可能エネルギー、森林保全の各分野における取組を総合的に進めることが必要です。その中でも特に、東日本大震災に端を発する電力需給問題などの影響や教訓を踏まえ、より一層の省エネ行動の拡大や再生可能エネルギーの導入推進、そして、これらを支える省エネ・創エネ製品などの利用の広がりを進める取組を重点的に進めることが必要です。
- 関西広域連合との連携のもと、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業や関西スタイルのエコポイント事業、電気自動車の普及促進に向けた広域的な取組が求められます。
- 「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」にもとづき、「家庭・事業所における導入加速化」「農山村の地域資源を活用したエネルギー創出」「災害に強く、スマート化した地域づくり」「地域エネルギー創出支援」「関連産業振興」「県庁率先」の6つの戦略プロジェクトを重点的に進めることが必要です。

【Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会をつくります】

◆ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民・事業者・行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現

- 工場や事業場からの環境汚染物質の排出に対し、引き続き監視・指導などを実施し、その排出抑制を進め、生活環境の保全を図ります。
- 環境リスクを的確に把握し、環境リスクコミュニケーションが進むよう、化学物質の有害性や一般大気環境中の測定結果に関する情報やPRTR法にもとづく排出量の情報など情報共有できるよう、分かりやすく発信します。

- 大気環境中のPM2.5（微小粒子状物質）や有害大気汚染物質について、県民の安全・安心が確保されるよう、定期的な監視を実施し、県民に公表します。
- 近畿 1,450 万人の水源である琵琶湖を預かる滋賀県として、大気中や琵琶湖における放射性物質量を測定するモニタリング調査を実施し、県民に適時情報提供を行います。

【Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます】

◆ 廃棄物の発生の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

- 「滋賀県廃棄物処理計画」にもとづく3Rの取組強化をさらに進めることが必要です。県民による廃棄物の排出抑制やリユースの取組を一層促進するため、市町や関係機関と連携して、廃棄物の減量に関する情報を、温暖化対策とも関連づけてわかりやすく発信する「見える化」を進め、循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換が必要です。
- 事業者、県民、団体および市町とで構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において、レジ袋削減、マイバッグ持参率の向上など3Rの推進に向けた取組をさらに進めることが必要です。
- 各市町などが単独で災害廃棄物の処理が困難となった場合を想定した「災害廃棄物広域処理調整マニュアル」により、被災市町などと被災していない他の市町などや民間団体との災害廃棄物の広域処理が行われるよう調整が必要です。
- 処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を的確に実施することが求められます。また、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令にもとづく改善命令などの的確な対応が求められます。
- 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」の周知を図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援が必要です。

第5章 環境課題に対応する横断的仕組づくり

これまで、県の環境行政は、個別の課題に応じた施策や事業を立案・実施することにより対応してきました。本章では、今後、さらに複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に柔軟に対応し、第4章の施策の展開を効果的に進めていく上で必要な2つの仕組づくりについて記述しています。

1 直面する環境問題の特徴

(1) 環境問題は時間・空間を超える

○ 環境問題には、最初の原因が発生した後、数十年後や次世代以降に影響が顕在化する課題などが多く存在します。例えば、現在、大きな問題となっている地球温暖化問題は、その原因をさかのぼれば、1800年頃の産業革命に始まった科学技術の急速な発展が、大きな影響を与えていると言われていています。この頃から工場や交通手段として蒸気機関が使われ石炭の採掘量が大幅に増加しました。1900年頃にはガソリン自動車の実用化が進み石油の消費量が伸び、このような石炭や石油など化石燃料の消費が地球温暖化の大きな原因となっています。そして、地球温暖化の問題が国際的に認知され始めたのが、1985年にオーストリアのフィラハで開催された国際会議(フィラハ会議：国連環境計画 (UNEP))であり、以降、二酸化炭素による地球温暖化の問題が大きくとりあげられるようになりました。

○ また、環境問題は、その原因が発生した場所とその影響が発生する場所との間に空間的な広がりが見られるものも多くあります。近年では、海外由来と思われる大気汚染が発生したり、海外からの化石燃料や木材パルプなどなどの大量輸入が、地球温暖化や輸出国の森林破壊などの一因となっています。

(2) 環境問題は複雑化・多様化

○ 現在、直面している環境問題の多くは、地球温暖化をはじめとする地球環境、大気・廃棄物・リサイクルなどの生活環境、水や森林、生物などの自然環境など、その分野は多岐にわたるとともに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。

○ 例えば、琵琶湖上流の森林は、木材供給や、野生生物の生息地などの役割と同時に、上流での森林荒廃は琵琶湖の水源かん養機能を低下させ、下流での生態系や漁業への影響を引き起こす要因の1つとも考えられています。

○ また、琵琶湖の流入汚濁負荷(栄養塩)は、各種対策の推進により、一定削減してきましたが、その一方で、プランクトン相の変化や在来魚介類の減少など、琵琶湖流域生態系に質的な変化が生じてきています。

(3) 総合的な対応の必要性

- このように、現在直面する環境問題は、時間軸や空間軸を意識し、リスク対策を講じることが求められます。さらに問題の多くは、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化しフィールド横断で影響を及ぼしあっているため、それぞれの課題解決に向けては、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなってきました。

2 複雑化・多様化する環境問題の課題解決に向けて

- 今後さらに、複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に対処していくためには、特に、次の2点が必要であると考えられます。なお、次の「人育ち・人育ての仕組」については、「滋賀県における今後の環境学習のあり方について」（平成25年9月25日（滋賀県環境審議会 答申））を踏まえて記述しています。

【人育ち・人育ての仕組】

- 環境課題を様々な観点から総合的にとらえ、つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組を構築し、さらにその先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進む必要があります。

【環境課題解決の仕組】

- これまでの、個別の環境問題に対して、実施してきた分野別の対応に加えて、総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める仕組づくりが必要です。

3 人育て・人育ちの仕組づくり

(1) 「遠く」を「近く」にする主体性育ての環境学習の必要性

- これまでの環境学習は、自然体験や農業体験、地球温暖化や資源循環など個別分野における課題学習を中心としたものでした。しかし、先に述べたように、直面する環境課題の多くは、複雑化・多様化してきました。このため、時間的・場所的に「遠く」にある環境問題をいかに「近い」（身近な）問題として捉え直し、主体性をもって環境保全活動を実践していく人材を育て、その先の持続可能な社会づくりを進めていく必要があります。
- 今後、環境学習を進めるにあたっては、自然体験や生活体験といった直接体験を基礎にしながらも、地域の身近なところで起こっている課題を見つけ、それをどうやって解決するかを自ら考える「課題解決型の学習」が必要となります。県では、次の5つの展開に重点を置き、環境保全活動を主体的に担う人材を育成し、その先の社会づくりへと進めることが求められます。

(2) 取組の展開

展開1 一人ひとりの暮らしを見直す

環境にやさしい消費学習や生活行動など、一人ひとりが暮らしの中から始める持続可能な社会づくり行動について普及啓発します。

展開2 実践行動を支える、広げる、高めよう

地域から人材を発掘し、一人ひとりの学びや実践行動を支え、導き、ファシリテートする人材（リーダー）育成を進めます。

展開3 世代を超えて地域から学びあう・課題を解決する

自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費、歴史、文化など、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象とした、地域ならではの環境学習プログラムを展開するとともに、異なる世代をつなぎ、持続可能な地域づくりを進めます。

展開4 学びをつなぎ、学校と地域をつなぐ

学年や教科を通じた体系的な学びを、日々の暮らしの中での実践や地域の課題解決へとつなぐなど、学びの場につながりを持たせるとともに、ライフステージに応じた環境学習を充実させます。

展開5 滋賀をまるごとつなぐ

環境学習に関わるあらゆる主体の協働、連携を核とした交流機会づくり、企画サポート、コーディネート、ネットワークづくりを進めます。

(3) 主体性育ての環境学習の評価

- 環境学習の意義は、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育て、さらに、その先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進むことにあります。
- このため、その評価は、従来から行われてきた「人材育成事業によりリーダーが何名増えたか」などの事業進捗状況を示す指標（アウトプット指標）に加え、「電気、ガス、水道の消費が減った」など、どれだけの人々が持続可能な社会づくりに向けて、実践するようになったかという成果を示す指標（アウトカム）による評価を取り入れます。
また、それら成果を環境総合計画の進行管理から導き出される、琵琶湖環境や大気環境などの総合評価と照らし合わせ、持続可能な社会に進んでいるかを同時に考えて行きます。

4 環境課題解決の仕組づくり

(1) 課題でつながる連携の必要性

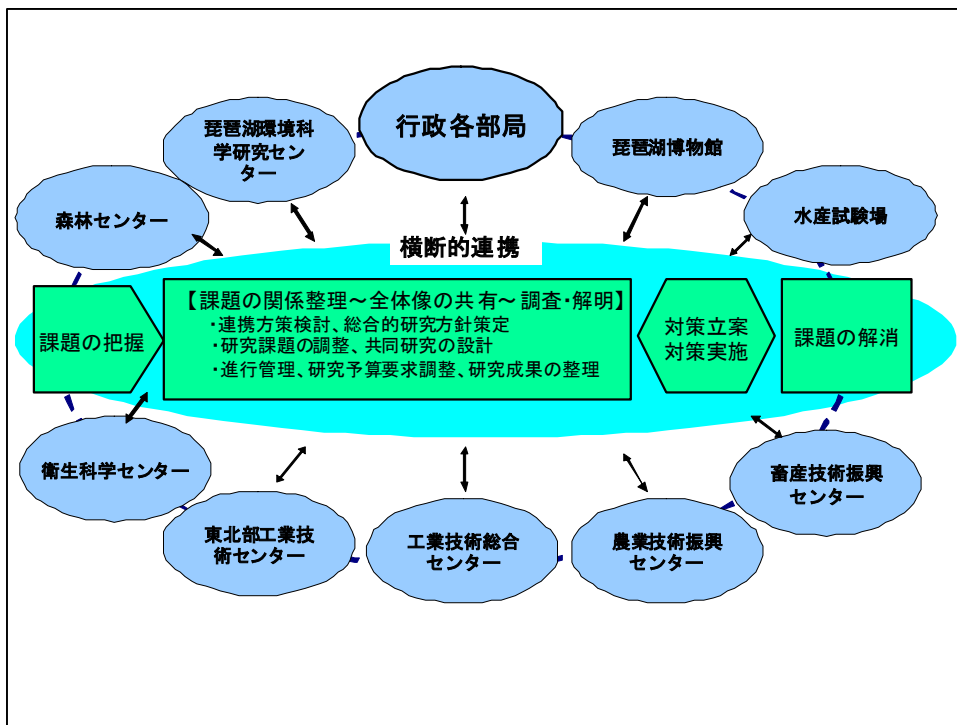
- 環境問題が複雑化・多様化する中で、これらの課題に対処するためには、「森～川～里～湖」などの大きなつながりの視点で対応するとともに、こうした課題を共有し、解決への道筋を決定していく必要がでてきました。
- 連携においては、個別の事象、要因、場に注目するだけでなく、課題の関係性

を整理すること、また、課題が顕在化した分野関係者のみの対応でなく、課題でつながる関係者が連携して知見を集約・総合化していくことが必要があります。

(2) 環境課題解決のための総合的な機構の創設

- 本県には、環境、公衆衛生、工業技術、農業、畜産、水産に関する、多様で高度な9つの公設試験研究機関を有しています。そこで、琵琶湖環境の課題の把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案に至る琵琶湖と環境の保全の仕組みを創設し、県立試験研究機関と管轄する行政部局が一堂に会して運営することにより、複雑化・多様化する環境問題に総合的に対応していくことが求められます。

【連携イメージ図】



第6章 計画の円滑な推進

本計画に掲げた目標や施策の展開にあたっては、関係諸計画の改定時に反映し、毎年度の事業実施に活かすとともに、県民のニーズを常に把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を行い、改善を図ることが必要です。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、滋賀県環境審議会に報告するとともに、滋賀の環境（環境白書）や県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行うことが求められます。

1 計画推進に向けた視点

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現するためには、第4章に掲げる施策を推進していくとともに、県民やNPO、事業者など様々な主体が、日常生活や事業活動のなかで、環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

ここでは、その際に配慮すべき4つの視点を以下に記述することとします。

【4つの視点 はじめる×つなげる×おもいやる×ひろめる】

視点1 はじめる

「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

視点2 つなげる

多様な主体とのつながりを活用した取組を進める。

視点3 おもいやる

琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

視点4 ひろめる

地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

はじめる

視点1 「いつか」「だれか」ではなく、「いま」「私」が行動する。

環境問題のほとんどは、私たちの日々の活動が大きく関係しており、未来の世代まで負担を強いるものが多くあります。環境に配慮した行動の一つひとつの積み重ねが、良好な環境を次の世代に引き継ぐことができるかの鍵となります。課題解決に向けては、「いつか」「だれか」が解決してくれるだろうという受動的な姿勢ではなく、「いま」「私」が能動的に行動を始めることが大切です。

つなげる

視点2 多様な主体や場のつながりを活用した取組を進める。

先にも述べたように、東日本大震災は、家族間や地域でのつながりの他、社会全体として助け合いなど、人々の社会との結びつきやつながりの意識を高めたと言われています。

人々の環境との「つながり」は様々ありますが、特に、「世代」のつながりを深

めるため、「場」（自然、生活、教育、地域、社会のつながり）、「人と人」のつながり、「課題」のつながり、そして「主体」のつながりを意識することが重要です。そして、これらもつ特性を途切れることなく相互につながりをもたせ、幼児期から高齢期まで生涯を通じて、ライフステージに応じた、学びや実践などを進め、効果の高い施策の推進を図る必要があります。

おもいやる

視点3 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を進める。

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題は、その解決に向けては、広域的な対応がとても重要です。

琵琶湖の総合的な保全に向けては、特に、琵琶湖集水域だけでなく、下流の淀川流域の関係自治体などとの関わりをさらに強めていく必要があります。琵琶湖の周りに暮らす私たちが水を使う際、淀川流域の人々の暮らしに思いを馳せると同時に、下流の人々にも、蛇口の向こう側の琵琶湖に思いを馳せていただくことが大切です。

これと同様に、私たちが、電気のスイッチを入れるときには、その電気がどこで作られ、運ばれてきているのかに思いを馳せ、感謝をすること。供給側（上流）と需要側（下流）が互いに思いやりと感謝の気持ちをもって大切に「水」や「電気」などに接する。様々な場面で、想いを一つにした連携・協力を進めることが重要だと考えます。

その意味において、平成 22 年 12 月に設立された関西広域連合や近畿圏だけでなく中部圏各県との連携は、広域的な環境課題を解決する上で重要であり、これまで以上に積極的に連携協力を進めていく必要があります。

ひろめる

視点4 地球規模で考え、地域から実践し、国内外に発信する。

地球温暖化などの地球環境問題の多くは、私たち一人ひとりのライフスタイルや工業・商業活動が環境へ過剰な負荷をかけてきたことに起因するものです。

私たちは、身近な環境問題と地球環境問題が密接不可分であることを十分認識し、地球環境の保全のために何ができるかを地域から考え、自分たちにできることを着実に実践しなければなりません。

環境問題は、国内外の各地で生じており、世界的な課題がたくさんあります。本県には、これまでから、琵琶湖条例の制定や琵琶湖環境科学研究センター、（公財）国際湖沼環境委員会など、水環境保全などで得てきた経験や知識・技術の蓄積が豊富にあります。

これらの知見を、様々な機関との連携のもと、あらゆる機会を通じて、国内外に発信していくことは、滋賀・琵琶湖を知ってもらい良いきっかけともなるとともに、環境問題を県民・事業者とともに克服してきた環境先進県としての責務でもあると考えられます。

2 関係諸計画への確実な位置づけ

本計画に掲げた基本目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の分野別計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の目標や施策の方向を反映させるものとします。

3 各主体の役割

この計画の将来像の実現に向けては、県民、NPOなど各種団体、事業者、地域、行政など多様な主体が、日常の生活や社会経済活動が環境に及ぼす様々な影響などを理解し、その上で、適切な役割分担のもと、各主体が他人ごとではなく、自分ごととして環境課題をとらえ環境保全に向けた実践行動を進めていく必要があります。

また、本計画では別途「淡海の暮らし～環境への心づかい～」を策定し、具体的な取組例を明示します。

◆ 県民の役割

県民一人ひとりが自らの日常生活と環境との関わりについて理解し、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか検証し、できることから、改善していくことが重要です。また、県民は地域の環境を担う主体として民間団体、事業者、地域、行政といった各主体との協力・連携のもと、「びわ湖の日」などの環境保全活動へ積極的に参加することで、地域環境の保全が一層図られることが期待されます。

◆ 各種団体の役割

NPOなど民間団体は、行政や県民一人ひとりでは対応できないような、地域における環境保全活動や環境学習などの自主的な取組に加えて、県民と事業者、あるいは事業者と行政など、各主体のつなぎ役としての役割も期待されます。

◆ 事業者の役割

事業活動は、使用するエネルギー量などから見ても、環境に大きな影響を与えることが考えられます。このため、法令の遵守のほか、省エネ設備の導入など、環境への負荷の軽減に向けた積極的取組が期待されます。また、環境製品の開発や製造、提供など使用段階での環境負荷軽減に向けた取組も期待されます。

さらに、地域社会の構成員であることを認識し、環境保全活動への協力など実情に応じた責任を果たすことが求められます。

◆ 地域の役割

それぞれの地域が未来に向けて持続的に発展するためには、世代を超えて地域への誇りや愛着を伝承するとともに、地域を構成するそれぞれの主体が、地域の環境課題に気づき、課題を共有し、地域特性に応じて解決に向けて行動することが求められます。

◆ 行政の役割

環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用など各主体が積極的に環境保全に取り組めるよう、さまざまな仕組づくりと事業実施を進めます。また、県は、事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

(参考)

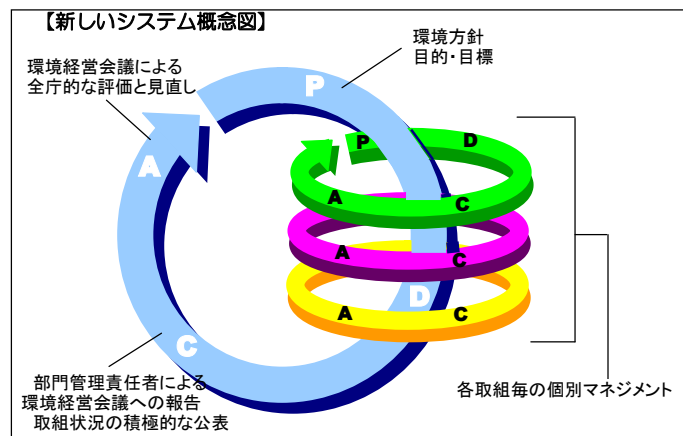
■ 滋賀県庁環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織に関する環境影響を改善していくための内部管理システムです。

滋賀県では ISO14001 にもとづくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針にもとづく各取組（個別計画・指針など）の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制と PDCA サイクルにもとづく進行管理を以下の部門に分けて推進しています。

- 総合的な環境保全施策の推進
- 事業活動における積極的な環境配慮の実施
- 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
 - ・ グリーン購入の推進
 - ・ 省エネ、省資源などの推進
- 環境法令などの確実な順守および環境汚染の未然防止



4 計画の進行管理について

(1) 基本的な考え方

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA 型行政運営システム（計画（PLAN）-実施（DO）-評価（CHECK）-反映・見直し（ACTION）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります

(2) 環境関連の分野別計画による進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の様々な状況の変化に柔軟に対応するため、本計画の進行管理を以下のとおり実施します。

① 分野別計画による数値目標の設定

本計画は、県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられるものです。琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進することとしています。

このため、これらの分野別計画においては、各施策の達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにしています。

本計画の進行管理は、これら分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する「総合評価方式」にて行います。

② 計画の点検及び評価結果の公表

進行管理においては、分野別計画などによる取組の結果、本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか、目標にいたるまでにどのような課題があり、対策が必要なのかを点検・評価することが大切です。

この点検・評価の過程の中で、関係者が課題の共有を行い、施策・事業の適切な見直しを図り、次のステップに進めます。また、見直しにあたっては、実施している施策・事業が真に必要な事業か、さらなる改善点がないかなどを常に意識してチェックする必要があります。

計画の点検及び評価結果は、毎年度、滋賀県環境審議会に報告し、意見および助言を受けながら、環境白書としてとりまとめ、県民などから広く意見を得ます。

(3) 県政世論調査による環境施策の満足度調査結果を施策に反映

毎年度、県において実施している、満足度調査などを活用して、県民の環境施策に対する意向や満足度を次年度以降の環境施策立案に反映することとします。

◆ 滋賀県環境審議会における審議経過

年 月 日	会議など	審議などの内容
平成 25 年 3 月 21 日	環境審議会	○滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について（諮問）
平成 25 年 3 月 21 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・ 現行計画の進捗状況 ・ 現状および論点
平成 25 年 8 月 2 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ・ 将来像、基本目標、行動視点
平成 25 年 9 月 13 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申素案）
平成 25 年 9 月 27 日	環境企画部会	○第三次滋賀県環境総合計画の改定について（答申案）

◆ 滋賀県環境審議会 環境企画部会委員名簿 (平成 25 年 10 月 23 日答申現在)

氏 名	主 な 職
上田 薫	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会監事
鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会副会長
占部 武生	龍谷大学理工学部教授
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表
薩摩 かなえ	(公募委員)
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
西野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授
福井 正明	滋賀県市長会副会長 (高島市長)
藤井 滋穂	京都大学大学院地球環境学堂教授
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長 (日野町長)
本多 友美子	(公募委員)
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
水谷 知生	近畿地方環境事務所長
◎ 森澤 眞輔	京都大学 iPS 細胞研究所副所長・特定拠点教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
吉積 巳貴	京都大学学際融合教育研究推進センター森里海連環学ユニット特定准教授

(計 18 名) (◎ : 部会長)